

1 開催日時

令和6年11月19日（火）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・議案第13号 工事請負契約締結の件【見初小屋体】について
 - ・議案第14号 宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画について
 - ・議案第15号 教育委員会の事務の点検及び評価について
- その他の事項
- ・寄附の報告について

議案第 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

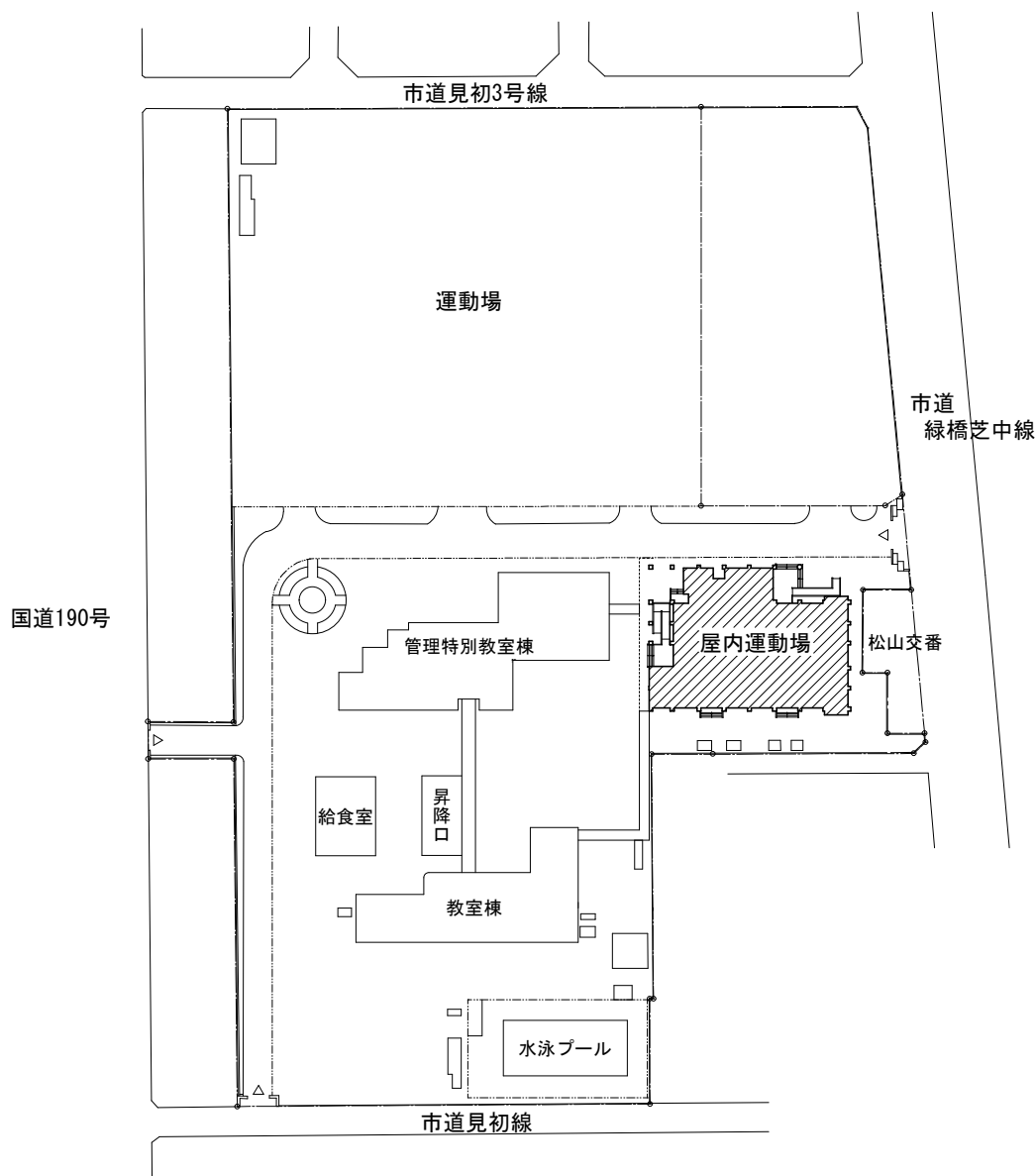
令和6年12月 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 工 事 名 見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市松山町二丁目4番42号
- 3 請 負 金 額 一金 406,868,000円也
(うち消費税額及び地方消費税額 36,988,000円)
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 893.97㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 島田工務店・高橋建設共同企業体
代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号
株式会社島田工務店
代表取締役 島 田 政 明
宇部市松山町一丁目7番27号
高橋建設株式会社
代表取締役 高 橋 朋 宏

議案第 号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S=1:1,500

宇部市立小中学校 適正規模・適正配置計画

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

令和6年(2024年)11月
宇部市教育委員会

目 次

1	計画の策定について	1
(1)	背景と趣旨	1
(2)	これまでの経過	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	計画期間	2
(5)	計画の進め方	2
2	本市の将来推計人口	3
3	宇部市立小中学校の現状と将来予測	4
(1)	児童生徒数・学級数	4
(2)	学校数と配置	6
(3)	学校施設の状況	7
4	学校のあるべき姿と実現に向けた取組	8
(1)	学校のあるべき姿	8
(2)	現状と課題	8
(3)	課題解決に向けた取組の方向性	9
(4)	望ましい学校規模・学校配置の基準	10
(5)	適正化に向けた具体的な取組	11
5	学校のあるべき姿を実現するための学校再編	14
(1)	小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編	14
(2)	中学校通学区域の個別の再編	15
(3)	規模等検討対象校の適正化	20
6	計画の進め方と配慮事項	24
(1)	具体的な進め方	24
(2)	配慮事項	25
(3)	再編スケジュール	26

1 計画の策定について

(1) 背景と趣旨

全国的に少子化が進行する中、本市においても、令和6年(2024年)の児童生徒数は11,159人となり、ピーク時の昭和58年(1983年)の24,343人と比べると半数を割る状況となっています。さらに、令和11年(2029年)までの5年間で児童生徒数は約1,000人減少する推計となっています。

また、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じており、将来的に教育環境に様々な課題が生じることが懸念されています。

そのため、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するために、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定するものです。

(2) これまでの経過

教育委員会では、平成22年(2010年)に教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数等を示した「宇部市立小中学校適正配置基準」を策定し、この基準に基づき、平成28年(2016年)4月には小野中学校と厚東中学校を統合した厚東川中学校を新設しました。また、見初小学校の適正配置については、関係校区との協議を重ねた結果、令和2年時点では、統合しないという結論が出たところです。

しかしながら、児童生徒数の減少が今後も継続的に見込まれる中で、最適な教育環境を持続的に確保していくためには、これまでの配置基準を見直し中長期的な視点で適正な学校規模や通学区域を検討し、新たな学校配置を全市的に考えていく必要があります。そのため、教育委員会では、令和4年(2022年)4月28日に学識経験者や保護者、地域の代表などで構成される「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会」に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組」について諮問をしました。

審議会では、保護者や児童生徒をはじめとする市民の方々の意見を広く聴取しながら計12回にわたる審議を重ねられ、令和6年(2024年)1月19日に答申が提出されました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第5次宇部市総合計画及び第2期宇部市教育振興基本計画に基づいた計画とします。これにより、平成22年(2010年)に策定した「宇部市立小中学校適正配置基準」については、廃止とします。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

ただし、各学校の状況は年々変化していくことから、児童生徒数の推移や国における学校教育の変化の状況を踏まえたうえで、計画策定5年後には、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

(5) 計画の進め方

計画の推進に当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、共通認識を図りながら進めるものとします。

2 本市の将来推計人口

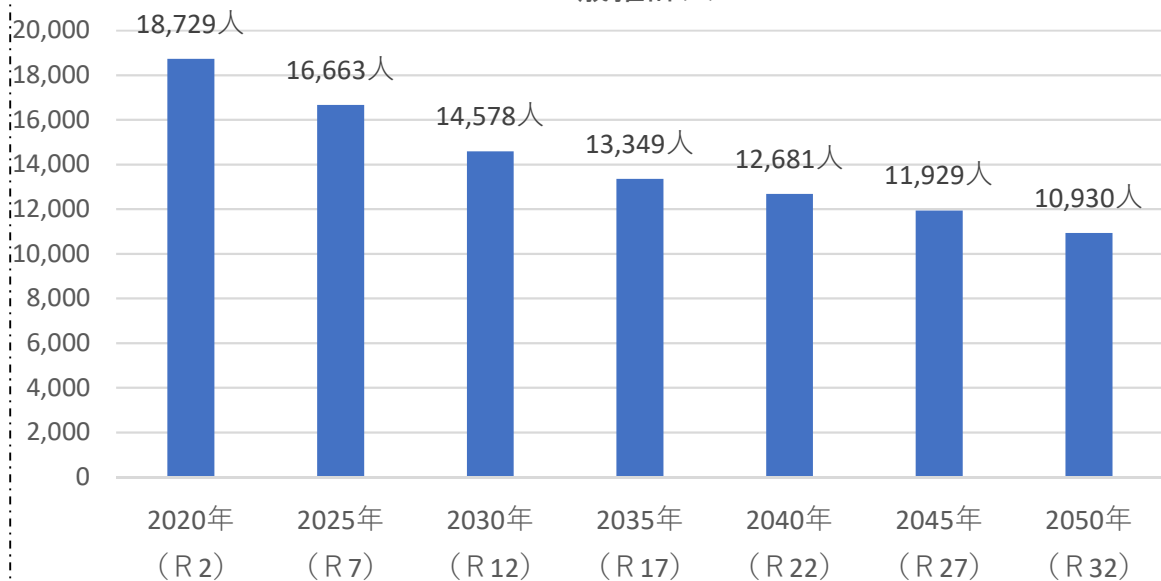
国立社会保障・人口問題研究所が令和2年(2020年)の国勢調査を基に、令和5年(2023年)12月に公表した地域別の将来推計人口によると、本市の人口は令和2年(2020年)から令和32年(2050年)の30年間で47,175人減少すると推計しています。

また、このうち0歳から14歳までの人口は7,799人減少し、この30年間で約42%減少すると推計しています。

宇部市の将来推計人口

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総人口	162,570	155,567	147,755	139,811	131,533	123,252	115,395

0～14歳推計人口



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年(2023)年12月公表）」（国立社会保障・人口問題研究所）

3 宇部市立小中学校の現状と将来予測

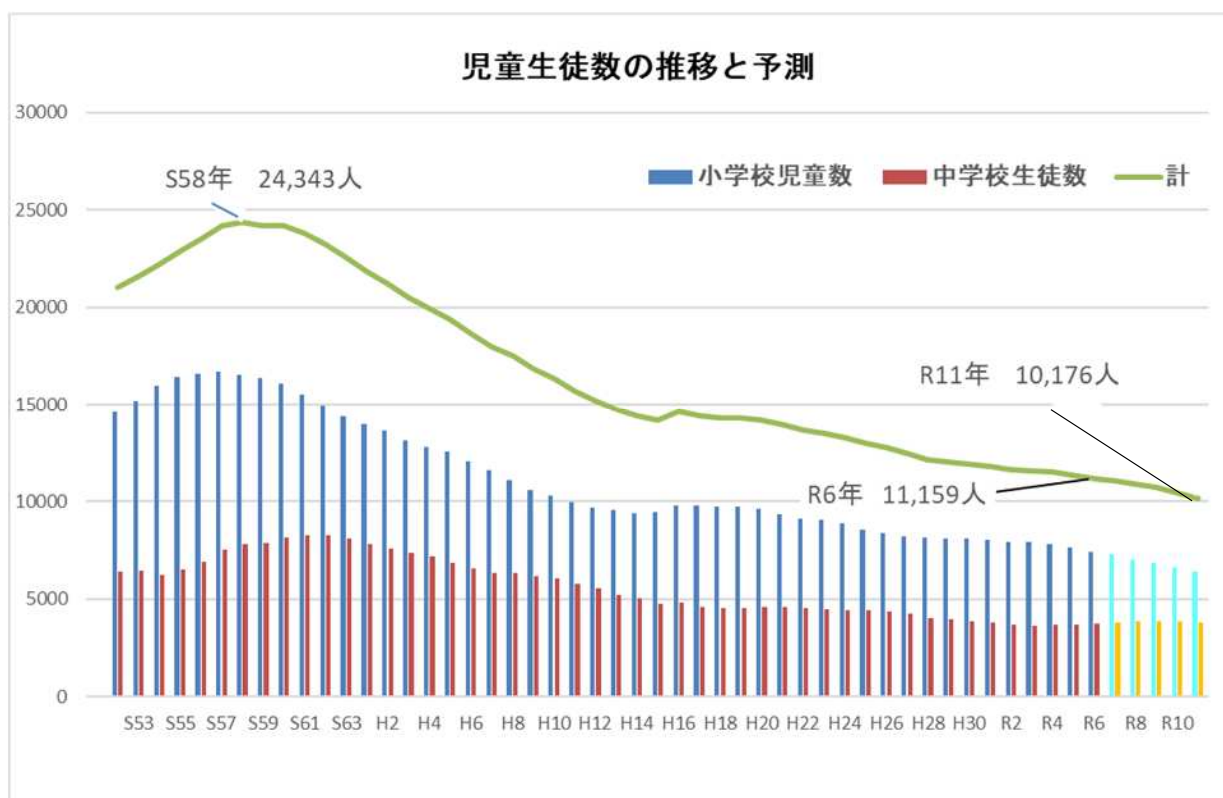
(1) 児童生徒数・学級数

本市の児童生徒数は、石炭産業の振興や第1次ベビーブームなどにより、昭和34年(1959年)に36,554人となり、昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足以来、過去最高の人数になりました。昭和40年代には炭鉱の縮小や閉山により児童生徒数は減少に転じましたが、第2次ベビーブームの影響により、昭和58年(1983年)には24,343人となり2回目のピークを迎えました。

しかしながら、その後は少子化の影響により児童生徒数の減少が続いており、令和6年(2024年)には、11,159人となっています。

また、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計では、令和11年(2029年)には10,176人と昭和58年(1983年)のピーク時と比較して約58%減少し、その後も減少傾向は続くものと予測されています。

■児童生徒数の推移と予測



※令和7年度から11年度までの推計値は、令和6年5月時点での推計値。
中学校の生徒数については、私立中学校等への進学はないものとして推計。

また、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しています。令和6年度(2024年)において小学校では、低・中・高学年の隣接学年が一緒のクラスに在籍している複式学級※のある学校が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっています。

令和6年度の学級数と児童生徒数

令和6年5月1現在

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）			
複式学級		二俣瀬 (20)	小野 (21)	吉部 (21)	3	3	2	厚東川 (52)	楠 (99)	単学級	
複式学級と単学級				万倉 (29)	1	4	0	1～2学級/学年			
単学級				0	5	0					
岬 (140)	船木 (116)	鶺鴒ノ島 (112)	見初 (96)	厚東 (69)	5	6	1	神原 (168)	2～3学級/学年		
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (219)			
					0	9	3	藤山 (314)	桃山 (331)	東岐波 (305)	
					0	10	0	3～4学級/学年			
原 (261)		西宇部 (247)	小羽山 (277)	3	11	1	厚南 (401)				
川上 (385)		神原 (315)	琴芝 (284)	3	12	1	上宇部 (432)				
2～4学級/学年					0	13	2	西岐波 (448)	黒石 (444)	4学級以上/学年	
					新川 (401)		1	14	0		
					常盤 (423)		1	15	1		常盤 (511)
					0		16	0			
					上宇部 (556)		東岐波 (522)	藤山 (505)	3	18	0
							厚南 (586)	1	19	0	
							黒石 (663)	1	21	0	
							西岐波 (655)	1	22	0	
							恩田 (731)	1	24	0	

※学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校共に35人まで

※複式学級

児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編成ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編成する学級。

○複式学級の編成基準

小学校：2つの学年の人数が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校：2つの学年の人数が8人以下

(2) 学校数と配置

昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足した当時、宇部市立小学校は10校、宇部市立中学校は7校でスタートしました。その後、石炭産業の振興やベビーブームなどによる児童生徒数の増加に対応するため、市街地を中心に小中学校の分離・開校が行われました。併せて、市町村合併による学校数の増加もあり、小学校は平成16年(2004年)に現在の24校となりました。中学校は平成16年(2004年)の楠町との合併により13校になりましたが、平成28年(2016年)4月に小野中学校と厚東中学校を統合して厚東川中学校を新設したことにより現在12校となっています。

また、学校の配置については、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じています。

(3) 学校施設の状況

本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいます。

施設（校舎）の建設年度一覧

令和6年4月1日現在

小学校名（建設年度）				経過年数	中学校名（建設年度）		
				築70年以上	藤山 (S25、33、37、51、53、60-62)	常盤 (S26、36、43、45、57-58)	
	藤山 (S34-36、39、48、52、54)	神原 (S37-40、42)	鵜ノ島 (S37-40)	69年 ～ 築60年	桃山 (S36、38-40、H2-3)	厚南 (S30、35-37、50、56)	
恩田 (S40-42、58-60)	新川 (S42-43、H27)	原 (S42、52、55)	万倉 (S43、56)	59年 ～ 築50年	西岐波 (S46-48、53、56、H21)	東岐波 (S48-49、56、H3)	
厚南 (S50、H9-11)	上宇部 (S51-53、57-58)	常盤 (S51-52、54)	東岐波 (S51、55、59-61)	49年 ～ 築40年	楠 (S52、H4、19)		
厚東 (S54、H2)	小羽山 (S54-55、57-58)	西宇部 (S54-55、H元)	見初 (S56-57)				
			吉部 (S58)				
川上 (S62-63、H16)	船木 (S62)	琴芝 (H3-6)	黒石 (H5、28)	39年 ～ 築30年	川上 (S63-H元、22)	黒石 (H2)	神原 (H5-7)
		小野 (H8)	二俣瀬 (H9-10)	29年 ～ 築20年	上宇部 (H13-16)		
			西岐波 (H17-19)	19年 ～ 築10年	厚東川 (H22-23)		
			岬 (H30)	築10年未満			

赤字は経過年数に該当する校舎の建設年度

4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組

(1) 学校のあるべき姿

教育委員会では令和4年(2022年)3月に、今後の教育の方向性や施策を示した第2期宇部市教育振興基本計画を策定し、計画の基本理念として『「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり』を掲げています。

この理念は、変化の激しい社会の中にあっても、自らが主体的に社会にかかわりあい、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高め合っていく「共存同栄」の精神(こころ)で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すものです。

この理念のもと、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境として『学校のあるべき姿』を以下のように定めました。

本計画を実行していくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び(健やかな成長)を保障できる学校

『学校のあるべき姿』の理想形

児童生徒の社会性を育むことが出来る集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校※

(2) 現状と課題

(1)で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現在の小中学校の教育環境を検証してみたところ、下記のような課題が明らかになりました。

《現状と課題》

■令和2年度(2020年度)から全ての中学校区で小中一貫教育※を導入していますが、進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、学校や地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあります。そのため、接続する小学校と中学校が義務教育9年間を通して、より一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

※義務教育学校 ※小中一貫教育の注釈については、13頁参照

- 通学区域が偏在している学校では、学校選択制※により、通学区域の弾力化を図っていますが、利用者の増加により、本来の就学校では大幅に入学者が減少している学校があります。一方で利用者が全くない学校もあることなどから、適正な通学区域のもとで、適正な学校規模を確保するための取組を進めていく必要があります。
- 学校規模については、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級に、また、5校がすべての学年でクラス替えのできない単学級になっているなど、全市的に小規模化が進んでいる状況にあります。そのため、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。
- 本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、今後、施設の状態に応じて、大規模改修による長寿命化や建替による施設の更新を計画的に進めていく必要があります。

(3) 課題解決に向けた取組の方向性

確認された小中学校の課題を解決し、『学校のあるべき姿』の実現を目指していくための取組の方向性を以下の通り決めました。

①小中一貫教育の推進

各小中学校が地域の特色を活かしながら、小中一貫教育をより一層推進していくために、全市的に中学校の通学区域を見直し、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

小規模校については、メリットやデメリットを整理したうえで、通学の距離や時間など児童生徒の就学環境の実情を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新(建替え)には多額の費用を要することから、将来的な児童生徒数を見据えた計画的な整備を行う必要があるため、更新時期を踏まえて、学校の統廃合を進める。

※学校選択制

通学区域の弾力化を図るため、学区の一部の自治会に居住する児童生徒が、住所地の属する学区の学校(就学校)に加えて、隣接学区の学校を選択できる制度。

(4) 望ましい学校規模・学校配置の基準

上述した取組の方向性を踏まえ、具体的な取組の検討を進める際の望ましい学校規模や学校配置の基準を次のとおり定めました。

なお、学校規模の基準については、本市の地理的状況から、学校が集中している市街地地域と分散している北部地域に分けて策定し、適正化を進めていくこととしました。なお、市街地地域と北部地域に属する地域は次のとおりです。

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外

北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

① 望ましい学校規模の基準

小中学校では、児童生徒が一定規模の人数の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境が大切です。学校の規模については、現在、国においては法令上、学校規模の標準を小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。

審議会が実施したアンケート等でも、国が示す12学級以上18学級以下を望ましい学級数とする回答が多くありましたが、その一方で、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要という意見も多くありました。

これらのことを踏まえ、市街地地域の小中学校については、全学年でクラス替えや、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができる1学年2学級以上（学校全体で小学校12学級以上、中学校6学級以上）の学校規模を確保していくことが望ましいと考えます。

北部地域の小中学校については、児童生徒数や地理的条件等の地域の実情を考慮すると、1学年2学級以上の確保は現実的に困難な状況であることから1学年1学級以上（学校全体で小学校6学級以上、中学校3学級以上）が望ましいと考えます。

以上の考えから、本市における望ましい学校規模の基準は次の通りとします。

《望ましい学校規模の基準》

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

※1学級の児童生徒数は、小中学校ともに山口県の基準である35人に基づくものとします。

② 望ましい学校配置の基準

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮する必要があります。国においては、適正な配置の基準として、通学距離が小学校で4 Km以内、中学校でおおむね6 Km以内としており、通学時間については、遠距離通学の場合に、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安としています。

本市においても、現在の通学実態等を踏まえ、この基準が妥当であると考えられることから、本市における望ましい学校配置の基準は次の通りとします。

《望ましい学校配置の基準》

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4 Km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6 Km以内	おおむね1時間以内

(5) 適正化に向けた具体的な取組

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を一層推進していくために、一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

② 望ましい学校規模の確保

ア 検討対象校

適正化の検討対象校は、5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮の上、全ての学年がクラス替えのできない単学級となる、次の学校とします。

《市街地地域》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鶯ノ島小学校

《北部地域》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

イ 適正化の進め方

- ・検討対象校については、①の小中一貫教育の推進の取組により見直した中学校の通学区域により、適正化の取組を進めていくこととし、将来的には学校選択制を廃止していきます。
- ・半径4キロ以内に複数の学校が集中しており、施設の老朽化が進んでいる学校もある市街地地域の検討対象校から、優先的に適正化に取り組むこととします。
- ・北部地域の検討対象校については、望ましい学校規模の基準を満たしていな

いものの、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを活かした教育の提供により教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していき、令和11年度(2029年度)時点で5年先までの児童数を確認したうえで適正化を進めることとします。

③ 学校の施設整備

- ・老朽化した校舎の建て替えに合わせ学校の適正配置を進める場合には、施設一体型小中一貫校※または義務教育学校の設置を目指します。
- ・施設一体型小中一貫校等の新設については、中学校の通学区域内のいずれかの学校の現在地を第一候補(基本)としますが、中学校の通学区域内により立地条件の良い適当な敷地があれば、当該地への移転新設も検討していきます。

令和11年度の学級数と児童生徒数予測

小学校名 (児童数)					校数	学級数	校数	中学校名 (生徒数)	
複式学級	二俣瀬 (14)	小野 (9)	吉部 (9)	万倉 (18)	4	3	1	厚東川 (48)	単学級
複式学級と単学級					0	4	1	楠 (97)	
単学級					1	5	0	1～2学級/学年	
神原 (167)	岬 (102)	船木 (89)	鵜ノ島 (106)	見初 (76)	5	6	1	神原 (157)	
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (194)	
					1	8	0	2～3学級/学年	
					0	9	1	東岐波 (264)	
					1	10	1	藤山 (294)	
					1	11	1	桃山 (335)	
2～4学級/学年					2	12	0	3～4学級/学年	
					2	14	1	西岐波 (449)	
					1	15	1	厚南 (438)	
					1	16	2	黒石 (476)	上宇部 (476)
					2	17	0		
2～4学級/学年					1	18	1	常盤 (548)	
					0	19	0	4学級以上/学年	
					1	20	0		
					1	23	0		

※令和11年度の学級数・児童生徒数は令和6年5月の住民基本台帳からの予測値(学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校ともに35人まで)であり、学校選択制及び私立中学校等への就学は考慮していない。

※施設一体型小中一貫校の注釈については、13頁参照

【参考】小中一貫教育、施設一体型小中一貫校、義務教育学校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和2年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。

小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校5・6年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

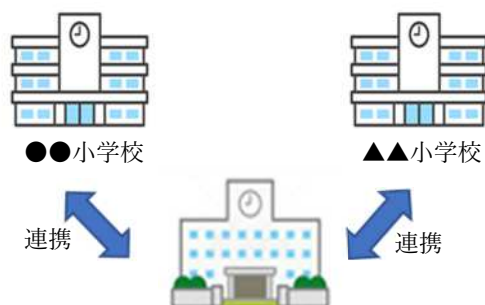
【2つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に1人ずつ	1人
教職員組織	小学校・中学校に1つずつ	1つ
学年	小学校6年 中学校3年	1年生から9年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校



同一敷地内に、小学校と中学校を設置する施設整備の形態

5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編

- ・一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう、中学校の通学区域を見直すとともに、学校選択制により、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行います。

【進学先が分かれている小学校】

常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）

鵜ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）

- ・一部の班の例外規定は廃止し、行政区（自治会区）単位での編成とします。

【中学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、 上宇部10の2区（15班、16班、17班に限る）	西岐波・常盤全区
常盤	常盤1-1区から2-8区まで、恩田・岬全区、 琴芝1区から1-10区まで	恩田・岬全区と 琴芝1区から1-10区まで
神原	神原・見初全区	神原・見初・琴芝全区（琴芝1区 から1-10区までを除く）
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く） 琴芝3区から60区まで	上宇部全区
桃山	新川・小羽山全区、 鵜の島14-1区、14-2区、57-1から57-4区まで	新川・小羽山全区
藤山	藤山全区、 鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで	藤山・鵜の島全区
厚南	厚南・西宇部全区、厚東14区（5班に限る）	厚南・西宇部全区
厚東川	厚東全区（14区のうち5班を除く）・二俣瀬・小野 全区	厚東・二俣瀬・小野全区

【小学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
常盤	常盤全区・上宇部10-2区のうち15～17班	常盤全区
恩田	恩田全区	恩田全区・琴芝1区から1-10区
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く）	上宇部全区
琴芝	琴芝全区	琴芝全区（琴芝1区から1-10区を除く）
西宇部	西宇部全区、厚東14区の5班	西宇部全区
厚東	厚東全区（14区のうち5班を除く）	厚東全区

(2) 中学校通学区の個別の再編

■西岐波・常盤中学校通学区の再編

再編後

常盤小の児童は、全て西岐波中に進学

生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の生徒数と学級数】

西岐波中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	134	167	147	448
学級数	4	5	4	13

常盤中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	184	147	180	511
学級数	6	4	5	15

【令和6年度の西岐波中・常盤中における常盤小からの進学者数】

西岐波中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤24～39区)	常盤中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤1-1～2-8区)
	448	125		511	70

【再編後の生徒数と学級数見込み】

西岐波中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	160	193	170	523
学級数	5	6	5	16

常盤中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	158	159	157	474
学級数	5	5	5	15

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

再編の視点

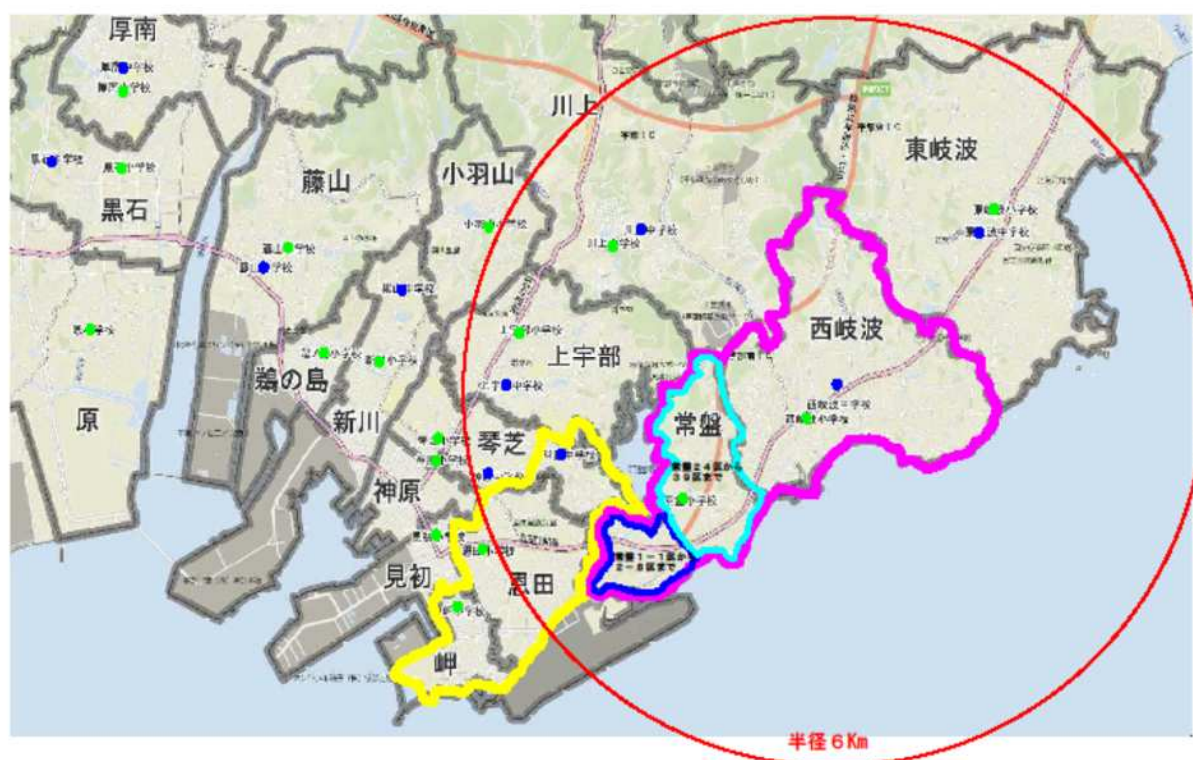
《小中一貫教育》

・現状、常盤小は約6割の児童が西岐波中に進学しており、西岐波中と小中連携を実施しています。

《学校規模等》

・常盤小の児童が全て西岐波中に進学した場合の西岐波中、常盤中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな西岐波・常盤中学校区域の概略図】



■神原・上宇部中学校通学区の再編

再編後

生徒数と学級数の現状と見込み

再編の視点

琴芝小の児童は、現常盤中通学区（琴芝1区から1－10区）の児童を除き、神原中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

神原中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	50	54	64	168
学級数	2	2	2	6

上宇部中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	142	152	138	432
学級数	4	4	4	12

【令和6年度の琴芝小通学区の学校選択制利用者数と割合】

選択学校	琴芝自治会区	対象者数	利用者数	利用割合
神原小	3区、3－11区、4区、4－2区、15区、40区、40－1区	114	79	69.3%
恩田小	1区、1－5区、1－10区	95	80	84.2%
常盤小			8	8.4%

【再編後の生徒数と学級数見込み】

神原中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	107	104	119	330
学級数	4	3	4	11

上宇部中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	113	96	88	297
学級数	4	3	3	10

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

《小中一貫教育》

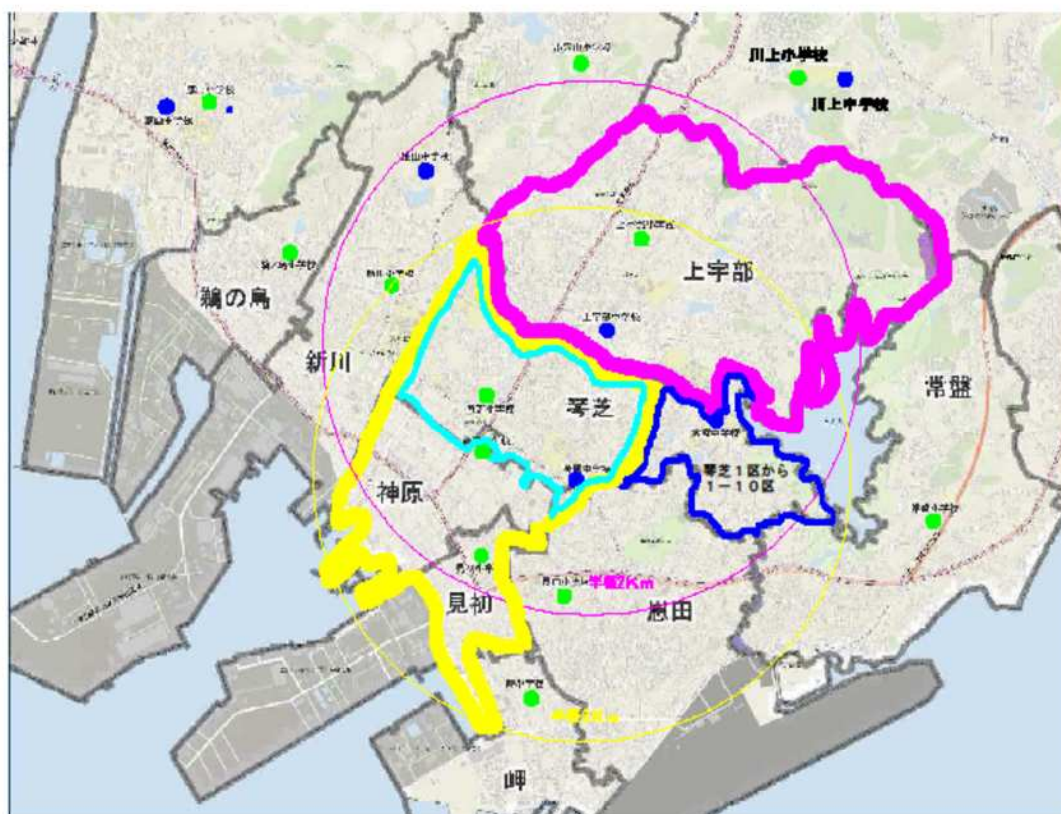
・学校選択制により、現状では、琴芝小と神原小を入学先に選択できる琴芝地区の児童の約7割が神原中に進学する神原小を選択しています。また、恩田小を選択できる児童の約8割が常盤中に進学する恩田小を選択しています。

・中学校の通学区を見直すとともに、現状、常盤中に進学している琴芝小児童の小学校の通学区を恩田小の通学区に見直すことで、小中一貫教育を推進することが可能となります。

《学校規模等》

神原中と上宇部中の学校規模や通学環境等のバランスが良くなります。

【新たな神原・上宇部中学校通学区域の概略図】



※中学校の通学区域の変更に伴い、琴芝1区から1－10区の小学校の通学区域は恩田小学校に変更します。

■桃山・藤山中学校通学区域の再編

再編後

再編の視点

生徒数と学級数の現状と見込み

再編後の生徒数と学級数見込み

鵜ノ島小の児童は、全て藤山中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

藤山中

桃山中

【令和6年度の桃山中・藤山中における鵜ノ島小からの進学者数】

再編後の生徒数と学級数見込み

藤山中

桃山中

《小中一貫教育》

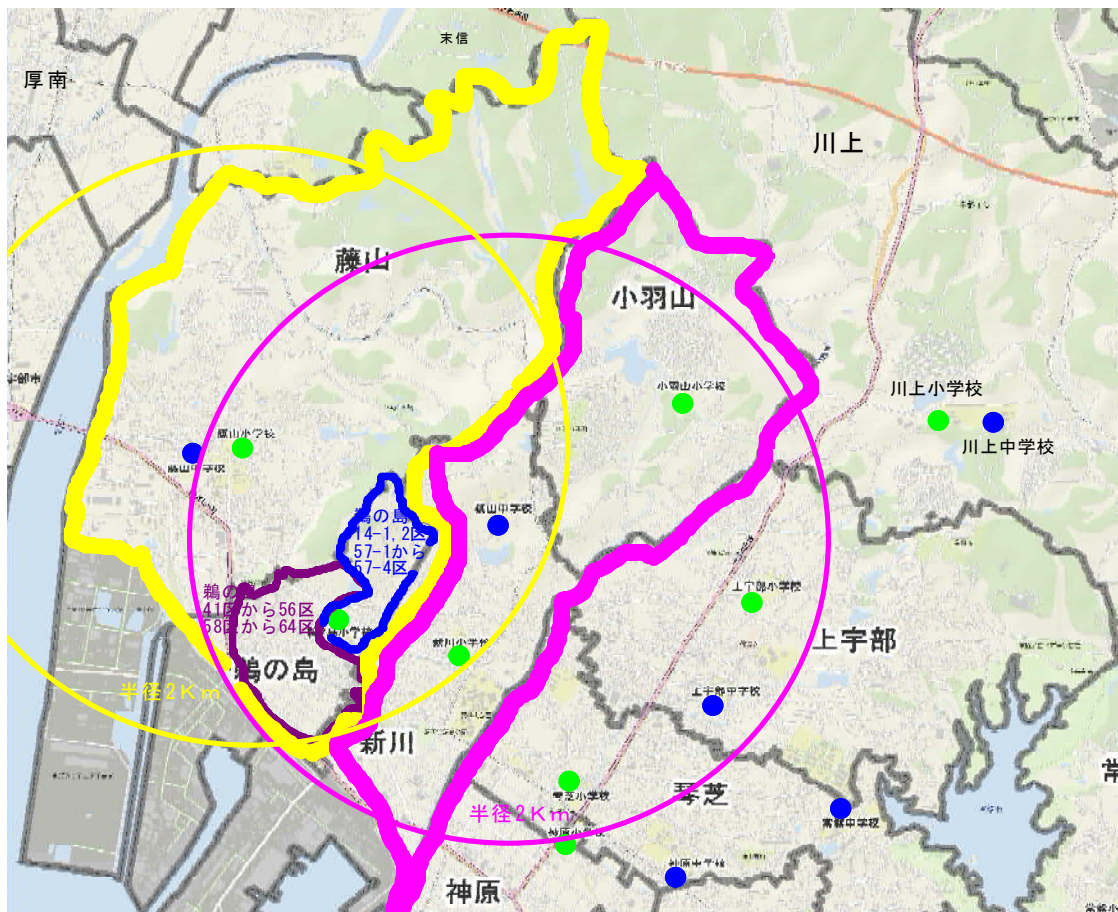
・現状、鵜ノ島小は約9割の児童が藤山中に進学しており、藤山中と小中連携を実施しています。

・藤山小、鵜ノ島小の校舎はともに老朽化しており、建て替えに合わせた施設一体型の小中一貫校の設置が目指しやすい状況にあります。

《学校規模等》

・鵜ノ島小の児童が全て藤山中に進学した場合の桃山中、藤山中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな桃山・藤山中学校通学区域の概略図】



(3) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域】

市街地地域の検討対象校については、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型の小中一貫校を目指して、統合を進めていきます。

なお、岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において、通学区域の変更により適正化を進めていくよう提言がありました。

しかしながら、岬小学校の学校規模は、恩田小学校より岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である2学級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、恩田小学校との交流や合同学習、また小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	13	9	17	22	17	18	96	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	46	49	54	43	63	60	315	2	2	2	2	2	2	12	
琴芝小	48	51	38	57	47	43	284	2	2	2	2	2	2	12	

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	18	7	11	11	16	13	76	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	19	32	26	25	32	33	167	1	1	1	1	1	1	6	
琴芝小	48	64	46	56	77	73	364	2	2	2	2	3	3	14	

(琴芝小の児童数は、現行の通学区域での推計値)

【3小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												小中計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	78	95	77	86	114	99	549	107	104	119	330		
学級数	3	3	3	3	4	3	19	4	3	4	11	30	

(琴芝小の児童数は琴芝1区から1－10区までの児童数を減じた人数)

※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

2小1中（鵜ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	17	8	20	18	19	30	112	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	75	81	95	73	86	95	505	3	3	3	3	3	3	18

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	23	17	15	16	18	17	106	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	62	67	80	68	79	75	431	2	2	3	2	3	3	15

【2小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												学級数計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	85	84	95	84	97	92	537	91	115	95	301		
学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	4	3	10		
												28	

※児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

【北部地域】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和11年度時点で5年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が、1学級2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していくこととします。

また、適正化の推進に際しては、市街地地域同様に小学校同士の統合は行わず、施設一体型を目指した小中一貫校を整備したうえでの統合が望ましいことから、同一中学校区域内のいずれかの小学校の児童数の推移の見込みが、学校を維持していく基準を満たさないと判断された場合は、その中学校区域内での適正化を推進していくものとします。

児童生徒数と学級数の見込み	【令和11年度の児童生徒数と学級数見込み】														
	1 厚東川中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	小野小	2	0	2	2	1	2	9	1		1		1		3
	二俣瀬小	3	0	2	2	4	3	14	1		1		1		3
	厚東小	5	9	6	5	11	12	48	1	1	1		1	1	5
	計	10	9	10	9	16	17	71							
	厚東川中	18	19	11				48	1	1	1				3
	2 楠中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	吉部小	1	0	2	3	1	2	9	1		1		1		3
	万倉小	2	2	2	3	4	5	18	1		1		1		3
	船木小	13	15	13	14	23	11	89	1	1	1	1	1	1	6
	計	16	17	17	20	28	18	116							
	楠中	36	29	32				97	2	1	1				4
	※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。														

6 計画の進め方と配慮事項

(1) 具体的な進め方

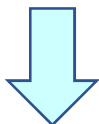
計画の実施に向けては、保護者や地域の方々に十分な説明を行い、共通の認識のもと進めていくことが重要です。また、市は教育委員会と市長部局が連携し、一体となって取り組んでいくこととします。

今後の再編については、次のフローのような手順を踏まえて進めていきます。

地域説明会の実施

- ・ 保護者
- ・ 未就学児の保護者
- ・ 地域住民など

学校のあるべき姿や小中学校の現状と課題、課題を解決するための方向性と具体的な再編案など本計画の内容を説明を行うための、地域説明会を開催します。



地域別協議会等の設置

- ・ 保護者代表
- ・ 未就学児の保護者代表
- ・ 地域住民代表
- ・ 学校関係者など

市街地地域については必要に応じて関係地区の代表者で構成される協議会等を設け、再編の時期や新しい学校のあり方などご意見をいただき、共通認識を図りながら計画を進めていきます。北部地域については、令和11年度（2029年度）に以降の児童数の状況を確認しながら、必要に応じて設置していきます。



学校別統合準備会等の設置

- ・ 保護者代表
- ・ 未就学児の保護者代表
- ・ 地域住民代表
- ・ 学校関係者など

統合等により、新設校の設置が予定される地域については、統合準備会を設置し、新たな学校の校名、校歌、校章、通学路の安全対策等の検討を行う統合準備会を設置します。

(2) 配慮事項

①児童生徒の不安解消

通学区域の変更や学校の統合にあたっては、学習環境や生活環境が大きく変化することから、児童生徒の不安を解消するため、再編までの期間においては、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においても、きめ細かな心のケアに取り組めます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

通学区域の変更や、学校の統合により通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の負担が過度とならないよう、スクールバスや公共交通機関などの交通手段の活用など、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、通学区域の見直し後も、児童生徒が安心・安全に登下校できるように、学校や保護者、地域、道路管理者等の関係機関と連携しながら、通学路の安全点検や安全対策の実施、登下校時の見守り体制の整備など、通学路の安全確保に取り組めます。

③小規模校の課題への配慮

小規模校のまま当面現在の学校を維持していく学校においては、少人数指導の充実や特色あるカリキュラムの提供、ICTを活用した他校との合同学習など、小規模のメリットを最大限に活かしながら、教育の充実を図っていきます。

また、適正化の推進による学校統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、地域に身近な分校としての活用など、地域の実情に応じた様々な選択肢を併せて検討していくとともに、特認校就学制度※の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組めます。

※特認校就学制度

自然や小規模校の良さを生かした特色ある学校運営をしている学校を特認校に認定し、特認校で学びたいという希望により、就学校を変更できる制度。

(3) 再編スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは、下の表のとおりです。

小中一貫校として施設整備が必要な、藤山中と神原中の通学区域については、中学校区の再編を優先して行いながら、施設整備に向けた協議や準備を行うこととしています。

なお、施設整備については、老朽化した施設の建て替えや既存施設を小中一貫校として使用するために必要な改修など、施設一体型小中一貫校の設置に向けて、財政面や学校運営面など様々な方面から検討を行います。

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（藤山小・鵜ノ島小）							2小1中 小中一貫 校開校
藤山小			2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工					
鵜ノ島小			開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）							
			藤山中学校へ進学							
神原中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）							
神原小			地域協議 (3小1中 小中一貫校)			3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工 R19年度 開校目途		
琴芝小				開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)						
見初小										
				神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）						
常盤中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（恩田小・岬小）							
恩田小			小学校区の再編（琴芝小の一部編入）							
岬小			恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実							
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（西岐波小・常盤小）							
常盤小			西岐波中学校に進学							
厚東小	地域説明	他校との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実、地域や市長部局と連携した児童生徒増加策の推進				R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、児童数の推移が学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進				
二俣瀬小										
小野小										
吉部小										
万倉小										

【関連校】

桃山中	地域説明		中学校区の再編（小羽山小・新川小）							
上宇部中			中学校区の再編（上宇部小）							

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画《概要版》(案)

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

1 計画の策定について

■はじめに

全国的に少子化が進行する中、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。

そのため、令和4年4月に宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策」について諮問しました。

審議会では、2年間にわたり市民の方々のご意見も聴取されながらご審議いただき、令和6年1月に答申の提出がありました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

■計画期間：令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間

2 学校のあるべき姿

計画の策定にあたり、まずは、子どもたちにとって望ましい教育環境として「学校のあるべき姿」を定めました。この計画を進めていくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

3 小中学校の現状と課題

2で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現状、以下のような課題があります。

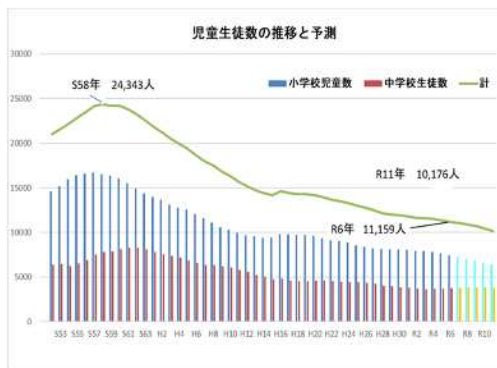
■児童生徒数：児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続く、令和6年(2024年)には11,159人となっています。さらに、減少傾向は続き、令和11年(2029年)には10,176人になる見込みです。（減少率58%）

学校規模についても、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。

■小中一貫教育：進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

■学校選択制：市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要があります。

■学校施設：多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要があります。



4 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進めます。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学距離など、就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進めます。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合を進めます。

5 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域 ：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4 Km以内
中学校	概ね6 Km以内

6 配置の適正化に向けた具体的な取組

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

②望ましい学校規模の確保

適正化の検討対象校は5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から、望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮し、全ての学年が単学級となる次の学校とします。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

・検討対象校の適正化は、①により見直した中学校の通学区域により、複数の学校が集中し、施設の老朽化が進んでいる市街地地域の検討対象校から優先的に取り組みます。

・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していきます。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指します。

7 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

（1）小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行うとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しも行います。

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

	現在の進学先	再編後	対象地区
常盤小	西岐波中・常盤中	西岐波中	常盤全区
琴芝小	上宇部中・常盤中	神原中	琴芝全区 (琴芝1区から1-10区を除く)
		常盤中	琴芝1区から1-10区
鵜ノ島小	桃山中・藤山中	藤山中	鵜の島全区

恩田小へ区域変更

（２）規模等検討対象校の適正化

【市街地地域の適正化の方向性】

岬小学校を除く検討対象校は、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせて施設一体型の小中一貫校を目指して統合を進めていきます。

岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において通学区域の変更により適正化を進めていくよう、提言がありましたが、岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である２学年級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

３小１中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

■検討対象校：鶴ノ島小学校

２小１中（鶴ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

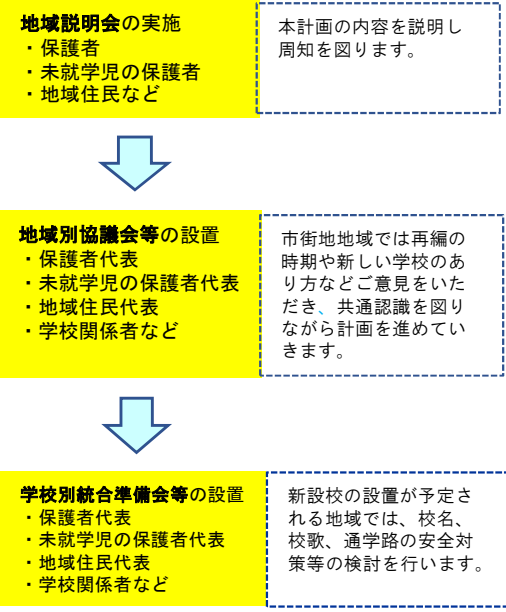
【北部地域の適正化の方向性】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和１１年度(2029年度)時点で５年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が１学年２人相当である、学校全体で１２人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していきます。

８ 計画の進め方と配慮事項

（１）計画の進め方



（２）配慮事項

- ①児童生徒の不安解消
再編前には、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においてもきめ細かな心のケアに取り組みます。
特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。
また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。
- ②児童生徒の通学支援
スクールバスや公共交通機関の活用など、通学時間が短くなるよう配慮していきます。
また、学校と保護者や地域が連携して児童生徒が安心安全に登下校できるよう取り組みます。
- ③小規模校の課題への配慮
中山間地域では、猶予期間中においては、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組みます。

（３）再編スケジュール

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（藤山小・鶴ノ島小）							2小1中 小中一貫校 開校
藤山小			2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工					
鶴ノ島小			開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）							
			藤山中学校へ進学							
神原中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）							
神原小			地域協議 (3小1中 小中一貫校)				3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工 R19年度 開校目途	
琴芝小							開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)			
見初小			神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）							
常盤中			地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（恩田小・岬小）					
恩田小	小学校区の再編（琴芝小の一部編入）									
岬小	恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実									
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（西岐波小・常盤小）							
常盤小			西岐波中学校に進学							
厚東小 二俣瀬小 小野小 吉部小 万倉小	地域説明	他校との交流や合同学習・小規模校のメリッ トを活かした教育の充実、地域や市長部局と 連携した児童生徒増加策の推進	R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、 児童数の推移が学校全体で12人未満の見込み となった場合は適正化を推進							
【関連校】										
桃山中 上宇部中	地域説明		中学校区の再編（小羽山小・新川小）							
			中学校区の再編（上宇部小）							

【参考】小中一貫教育、義務教育学校、施設一体型小中一貫校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和２年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。小中一貫教育のメリットとしては、「**中一ギャップの緩和や解消**」「**確かな学力の定着**」「**異学年交流などによる精神的な発達**」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校５・６年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

【２つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に１人ずつ	１人
教職員組織	小学校・中学校に１つずつ	１つ
学年	小学校６年 中学校３年	１年生から９年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校

The diagram illustrates two models of school integration. On the left, '従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）' shows two separate school buildings (elementary and middle school) with arrows indicating '連携' (cooperation). On the right, '施設一体型小中一貫校' shows a single large building housing both elementary and middle schools, also with '連携' arrows. A text box states: '同一敷地内に、小学校と中学校を設置する施設整備の形態' (Facility improvement form where elementary and middle schools are installed on the same site).

【発行元】宇部市教育委員会事務局 教育総務課 ☎34-8604 mail: ed-soumu@city.ube.yamaguchi.jp
※ 詳細は市WEBサイトからご覧いただけます。ウェブ番号 1015918

教育委員会の事務の点検及び評価について（令和5年度事業）

令和6年11月
宇部市教育委員会

1 はじめに

平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正において、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが定められました。

本報告書は、この地教行法第26条の規定に基づき、令和5年度に宇部市教育委員会が実施した主要な事業について、学識経験者の知見を活用した点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い報告、公表するものです。

宇部市教育委員会では、今回の点検及び評価の結果を今後の事業施策に反映し、様々な教育課題の解決に取り組むとともに、学校・家庭・地域そして行政がそれぞれの役割を担いながら、より一層連携していくことで、本市の教育行政の総合的かつ効果的な事業展開を推進していきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会における事務の点検及び評価について

(1) 点検及び評価の事業項目について

今回の点検及び評価については、「第2期宇部市教育振興基本計画」に掲げる4つの基本目標「子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します」、「共生社会の実現とSDGsの達成に向け人と人が助け合い、支え合う教育活動を展開します」、「生涯にわたり学び続ける環境と地域ぐるみで子どもを支える体制を整えます」、「安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します」に基づき、教育委員会事務局の各課等が実施している53事業を対象として実施しました。

※担当課の名称は令和5年度での名称です。

【基本目標 1】 「子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します」

- (1) 学力向上推進事業（学校教育課）
- (2) GIGA スクール構想推進事業（ 〃 ）
- (3) 指導体制の充実（ 〃 ）
- (4) 道徳教育の充実（ 〃 ）
- (5) 体験活動の推進（ 〃 ）
- (6) 読書活動推進事業（ 〃 ）
- (7) 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進（ 〃 ）
- (8) 子どものスポーツ活動の推進（ 〃 ）
- (9) 保幼小連携教育推進事業（ 〃 ）
- (10) 小中一貫教育の推進（ 〃 ）
- (11) 宇部の精神（こころ）を知る事業（ 〃 ）
- (12) 伝統文化推進事業（ 〃 ）
- (13) 彫刻教育推進事業（ 〃 ）
- (14) 英語教育推進事業（ 〃 ）
- (15) キャリア教育推進事業（ 〃 ）

【基本目標 2】 「共生社会の実現と SDGs の達成に向け人と人々が助け合い、支え合う教育活動を展開します」

- (16) 学校人権教育推進事業（人権教育課）
- (17) いじめ対策推進事業（教育支援課）
- (18) 特別支援教育推進事業（ 〃 ）
- (19) 通級指導教室推進事業（ 〃 ）
- (20) 支援ボランティア推進事業（ 〃 ）
- (21) ふれあい教室等不登校対策推進事業（ 〃 ）
- (22) 訪問型家庭教育支援事業（ 〃 ）
- (23) 省エネ等、環境教育推進事業（学校教育課）
- (24) 自然体験型環境教育推進事業（ 〃 ）
- (25) 環境教育連携推進事業（ 〃 ）
- (26) 食品廃棄物リサイクル推進事業（学校給食課）

【基本目標 3】 「生涯にわたり学び続ける環境と地域ぐるみで子どもを支える体制を整えます」

- (27) 文化財保護事業（学びの森くすのき・地域文化交流課）
- (28) 文化財活用推進事業（ 〃 ）
- (29) コミュニティ・スクール推進事業（社会教育課）
- (30) 学校教育支援活動ボランティア事業（ 〃 ）
- (31) 家庭教育推進事業（ 〃 ）
- (32) 放課後子ども教室推進事業（ 〃 ）
- (33) ふれあい運動推進事業（教育支援課）
- (34) 青少年の健全育成推進事業（ 〃 ）
- (35) 社会教育関係団体支援事業（社会教育課）
- (36) ユネスコ活動支援事業（ 〃 ）
- (37) 社会教育推進事業（ 〃 ）
- (38) 宇宙教育推進事業（社会教育課）

- (39) 社会人権教育推進事業（人権教育課）
- (40) 図書館の運営事業（図書館）
- (41) 子どもの読書活動推進事業（ 〃 ）
- (42) 学びの森くすのき運営事業（学びの森くすのき・地域文化交流課）

【 基 本 目 標 4 】 「安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します」

- (43) 防災教育推進事業（学校教育課）
- (44) 通学路の安全対策事業（ 〃 ）
- (45) 交通安全・防犯対策事業（ 〃 ）
- (46) 小中学校施設耐震化事業（教育施設課）
- (47) 小中学校施設長寿命化事業（ 〃 ）
- (48) 小中学校適正配置の推進（教育総務課）
- (49) 就学援助事業（ 〃 ）
- (50) 特別支援教育就学奨励費扶助事業（教育支援課）
- (51) 奨学金給付事業（教育総務課）
- (52) 私立学校等教育振興事業（ 〃 ）
- (53) 学校給食施設整備事業（学校給食課）

(2) 点検及び評価の実施について

点検及び評価の実施については、上記(1)で対象とした53事業の「取組目標」、「取組結果」、「決算額」、「今後の課題と方向性」等に基づき、事業毎に定めた「令和5年度取組目標」に対する達成度について、また、「第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標」に対する「令和5年度実績値」について、教育委員会が自己評価を行い、その後、評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する大学、PTA等の関係者に依頼して2回の会議を開催し、対象事業の取組結果等の説明を行い、意見を聴取しました。

(3) 評価方法について

評価の方法については、結果を客観的に判断するため、目標に対する取組結果を検証し、次の4段階評価としました。

- A：目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
- B：目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
- C：目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
- D：目標に対し結果が、50%未満のもの又は全体的に遅れている

(4) 点検・評価調書について

別紙のとおり。

(5) 学識経験者の知見について

今回の点検及び評価にあたり、学識経験者4名から聴取した意見等の概要については、次のとおりです。

① 点検及び評価の全般について

- ・事業全体の評価として、子どもたちのために質の高い教育を提供されている。

② 事業毎の意見等について

- ・No.1-1-1「学力向上推進事業」について、生きる力を育むために、学びの質や英語力の向上など、教育委員会が子どもたちのどの部分を中心に向上させていきたいと考えているのかを学校運営協議会委員と情報共有することが大事である。
- ・No.1-1-2「GIGAスクール構想推進事業」について、授業等でタブレット端末を十分に活用できるように、年度替わりの配付等をできるだけ早期に行う必要がある。

- ・No.1-1-2「G I G Aスクール構想推進事業」について、デジタル教科書やデジタルドリル教材の活用は学びの面だけでなく、教科書の持ち帰りをしなくてすむなど、児童生徒の通学時の負担軽減にも活用できるものと考ええる。
- ・No.1-1-2「G I G Aスクール構想推進事業」について、情報を収集、分析、活用する力は生きる力を育むうえで大変重要であり、I C Tスタンダードを活用することで、その育成につながるものと思われる。
- ・No.1-1-2「G I G Aスクール構想推進事業」について、深く理解して学びを知識として定着させることや、深い洞察をもって課題に取り組むには、紙媒体の教科書の方が効果は高いと考えられるため、デジタル教科書の導入・活用には相当の工夫が必要である。
- ・No.1-3-1「体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、デジタルデトックスなど意識的にメディアから離れることによる、「脳の疲れが取れる」、「睡眠の質が良くなる」などのメリットについて教えることや環境づくりが大切と思われる。
- ・施策の柱 1-5「ふるさとを愛する心を育みます」について、児童生徒が地域の体験学習を経験することで、宇部の魅力を発見し、人口減少の歯止めにもつながると考えられるため、探究的な取組を増やしてほしい。
- ・No.2-1-2「いじめ対策推進事業」について、全ての児童生徒等に対して調査を行っていることが、迅速な対応につながるものと思われる。
- ・No.2-2-2「通級指導教室推進事業」について、通級指導教室が全学校に設置されていないため、設置のない学校の対象児童生徒は他校の通級指導教室等を利用する必要がある、指導に繋がる機会が遅れていると感じる。
- ・No.3-2-1「コミュニティ・スクール推進事業」について、学校運営協議会における熟議が、前年度より取組時間が長くとられ、事前準備も工夫されるなど、内容の充実が図られていると感じた。
- ・No.3-2-2「学校教育支援活動ボランティア事業」について、参加いただける方にボランティアの募集がわかりやすく伝わるように、申込先等をしっかり情報発信してほしい。
- ・施策の柱 3-4「読書のまちづくりを推進します」について、図書館の質は高いが、子どもの利用状況が少なく思われるため、学校等との連携を進めることが効果的と考える。

（６）今後の取組等について

今回の点検及び評価において、学識経験者からいただいた多くのご意見を参考に、各事業の更なる改善を図り、市の教育行政がこれまで以上に充実するよう取り組んでいきます。

令和6年度 教育委員会の事務の点検及び評価

点検・評価調書

- 1 子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します
- 2 共生社会の実現とSDGsの達成に向け人と人との助け合い、支え合う教育活動を展開します
- 3 生涯にわたり学び続ける環境と地域ぐるみで子どもを支える体制を整えます
- 4 安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します

基本目標1 子どもたちの夢・希望の実現に向けた学びと社会の変化に対応した教育を推進します

「評価」
A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている

施策の柱1-1 「個別最適な学び」と「学び合い」を通して、確かな学力を保障します

	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果			決算額(千円)	評価	担当課	
個別 施策	<1-1-1> 学力向上推進事業 【重点的取組1】	・学力向上推進協議会を中心に授業改善のための取組を推進し、研修主任研修会、学力向上担当教員研修会や講師を招いての各校の公開授業研修会の実施により、全ての小・中学校において日常的に授業改善に取り組む。 ・小中一貫教育の視点から、中学校区の小中学校で合同研修会を行い、年に1回の「中学校区授業の日」を開催する。	・学力向上推進協議会を年4回実施し、「誰一人として取り残さない授業」を目標に、宇部市全体の学力課題を踏まえて策定した「授業のスタートライン」の活用による授業改善を各小中学校に促した。各学校では、スタートラインの具体的な活用事例や動画配信した模範となる授業等を参考にしながら、授業改善に日常的に取り組んだ。 ・「中学校区授業の日」等において、講師を招聘した研修会を、各小中学校区で実施して、小中で繋がりのある教育課程に向けて研修を実施した。 ・小学校3・4年生を対象としたCBTを実施し、早い段階から学力課題を把握し、各校で各課題解決に向けた取組を実行した。			5,136	B	学校教育課	
	<1-1-2> GIGAスクール構想推進事業 【重点的取組2】	・ICTコーディネーターを、各学校に派遣し、ICT機器活用を支援し、1人1台端末の効果的な運用を図る。 ・タブレット端末やインターネット回線等、ICT教育環境を整備する。 ・児童生徒用端末にフィルタリングソフトを整備する。 ・児童生徒、教員、学校のICT活用能力のめやすとなる「宇部市立学校ICTスタンダード」を活用する。(ICT教育推進協議会:3回実施) ・デジタル教科書の導入・活用により、子どもたちの学習に対する意欲を高め、個別最適な学びを実施する。	・ICTコーディネーターが市内各小・中学校を訪問し1人1台端末の運用を支援した。 ・児童生徒用端末361台の更新、故障時の予備端末291台の整備を実施するとともに、教員用端末75台を追加配備した。 ・児童生徒11,340名分のフィルタリングソフトを整備した。 ・1人1台端末の故障破損時等に対応するための動産総合保険に加入し、保守体制の充実を図った。 ・計3回のICT教育推進協議会で、「宇部市立学校ICTスタンダード」の活用を促し、各校にてICT活用の推進を図った。 ・小学校高学年と中学校全学年に英語科等のデジタル教科書を導入するとともに、全学年にデジタルドリル教材等を導入し、授業や家庭学習での活用を促進した。 ・学校ホームページシステムを更新し、年度末から運用を開始した。			167,419	A	学校教育課	
	<1-1-3> 指導体制の充実	・教職員の指導力向上のため、職務や経験年数に応じた研修を行う。(管理職対象研修会:年5回、研修主任対象研修会:年2回、若手・中堅教員対象研修会:年4回) ・教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、指導の充実を図るため、部活動等に従事するサポート職員を配置する。	・校内研修を活性化し、教員の専門性、資質・能力を向上させるために、市内全ての学校で授業研究を軸にした授業に関する研修会を実施した。 ・管理職対象研修会(年5回)、研修主任対象研修会(年2回)、若手・中堅教員対象研修会(年4回)など職務や経験年数に応じた研修会を実施した。 ・部活動指導員(15人)、教員業務アシスタント(18人)を配置した。			25,065	A	学校教育課	
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)		評価
	全国学力・学習状況調査の結果 (全国正答率を100とした場合の本市の指標)		小学校 中学校	102.0以上 102.0以上	小学校 中学校	94.2 100.7	小学校 98.0 中学校 102.0	小学校 97.2 中学校 99.3	B
今後の課題と方向性			【学力向上推進事業】 ・宇部市の公立小中学校では、学力の二極化が顕著であることから、各校における「授業のスタートライン」の活用を促進することで、一層の授業改善を図っていく。 【GIGAスクール構想推進事業】 ・各学校において、1人1台端末の効果的な活用が進む一方で、日常的な利用による端末の故障の増加や老朽化が見込まれることから、児童生徒、教員が端末を持続的かつ安定した状態で使用できる環境を確保していくため、引き続き、端末等の保守管理体制の充実を図るとともに、ICT機器の計画的な更新を進めていく。 【指導体制の充実】 ・各種研修会を計画的に開催し、教職員の資質向上を図っている。一方、教員の年齢構成の不均衡が顕著となり、指導の知識や技能を継承する体制の維持と、複雑化・多様化した諸課題に対応するための教員の資質・能力の向上が課題となっているため、引き続き、教員の研修履歴を活用した研修奨励を行うとともに、教員が教科指導等に専念できる環境を整えていく。						

施策の柱1-3 体力向上と健康教育を推進します							「評価」 A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている		
	取組名	令和5年度の取組目標		取組結果		決算額(千円)	評価	担当課	
個別施策	<1-3-1> 体力向上に向けての取組 及び健康教育の推進	(体力向上) ・文部科学省による「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果を踏まえ、各校の課題解決に向けた取組の共有や指導方法を学ぶ研修を実施する。 (健康教育) 全小・中学校でメディアコントロールに関する取組を行い、児童生徒がメディアとの付き合い方について考える機会を設ける。		(体力向上) ・教員の専門性の向上を図るため、県教育委員会と連携し、体育実技講習会を開催した。 ・各学校にて、体育の授業での準備運動の必要性を実感しながら、県が作成したドラえもん体操や学校独自のオリジナル体操を行い、柔軟性や体力の向上を図った。 ・中学校では男女ともに8種目中、6種目で県平均を下回った。小学校では8種目中、男子はすべての種目で、女子は7種目で県平均を下回った。中でも、総合評価がDまたはEである児童生徒数は、中学校男子では県31.0％に対して市30.5％と低くなっているが、女子では県17.3％に対して市24.3％、小学校男子では県36.6％に対して市40.3％、女子では県30.1％に対して市34.7％となっており、運動を苦手とする児童生徒の割合が県と比較し、高くなっている。 (健康教育) ・全小・中学校でメディア・コントロールに関する取組を実施した。地域の小中学校同士で取組を集中的に行う期間を合わせ、各家庭向けにメディアコントロールに関する協力を依頼するなど、地域ぐるみ、家族ぐるみでの取組が進んでいる。 ・メディア・コントロールの取組とあわせて、生活習慣の見直しを働きかけた結果、単にメディアから児童生徒を切り離すのではなく、メディアに使っていた時間を運動や学習の時間等に充てるなど、多方面への好影響がみられた。		0	B	学校教育課	
	<1-3-2> 子どものスポーツ活動の 推進	・全国・中国大会レベルの出場校に対して必要経費の半額を限度として助成金を交付し、子どもたちのスポーツ活動を推進する。		・中国大会に出場した11の部活動に対し、助成金を交付し、40名の参加を支援した。 ・全国大会に出場した部活動はなかった。		671	A	学校教育課	
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)		評価
	全国体力・運動能力調査の合計点（全国を100とした場合の本市の指標）		小学校 男女とも 100.0 中学校 男女とも 100.0	小学校 (男子) 94.28 (女子) 92.92 中学校 (男子) 99.08 (女子) 99.40	小学校 (男子) 96.0 (女子) 96.0 中学校 (男子) 100.0 (女子) 100.0	小学校 (男子) 97.7 (女子) 98.1 中学校 (男子) 100.8 (女子) 96.6	B		
今後の課題と方向性			【体力向上に向けての取組及び健康教育の推進】【子どものスポーツ活動の推進】 ・改善傾向は見られるものの、県平均と比べ低い状況が続いていることから、引き続き、体力向上に向けて、運動を苦手とする子どもたちも、主体的に運動に親しもうとするような授業の工夫が必要である。そのために、体育実技講習会等を行い、効果的な事例などを共有するなど、研修を深めていく。 ・家庭や地域との連携を図りながら、各家庭での運動や、保護者や地域の方々と一緒に行う運動等の普及を進めることで、子どもたちが、スポーツに親しむ機会を増やしていく。						

施策の柱1-5 ふるさとを愛する心を育みます

「評価」
A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている

	取組名	令和5年度取組目標	取組結果		決算額(千円)	評価	担当課	
個別施策	<1-5-1> 宇部の精神(こころ)を知る事業	・小学校の社会科において、郷土の地理・歴史等を学習するため、「わたしたちの宇部」を、3年生で50時間、4年生で25時間の授業で活用する。 ・中学校の社会科において、他の地域との違いを発見し、社会的なものを見方を育てるために、「ふるさと宇部」を、1年生の地理、歴史で3時間、2年生の歴史で5時間、3年生の公民で2時間の授業で活用する。	・小学校では、3年生で約69時間、4年生で約24時間活用され、2学年を通じて、ほぼ目標の授業数での活用がなされた。 ・中学校では、1年生で約4時間、2年生で約4時間、3年生で約1時間活用され、本市の事例を扱うことで、生徒は身近な地理的条件や地域の歴史を調べるとともに、他地域との比較を行った。		2,559	B	学校教育課	
	<1-5-2> 伝統文化推進事業	・箏教室を、全ての公立中学校で実施する。 ・赤間硯を活用した書写の授業を、全ての小学校(複式学級は隔年実施)で実施する。	・箏教室を全ての公立中学校12校で実施した。 ・赤間硯を活用した書写の授業を、隔年実施の学校を除く小学校23校で実施した。		1,486	A	学校教育課	
	<1-5-3> 彫刻教育推進事業	・野外彫刻の鑑賞の学習を全小学校の4年生(複式学級は隔年実施)で実施する。 ・希望する小・中学校で彫刻家と連携した授業や彫刻かるたや彫刻パネル等の貸出教材を活用した授業を実施する。	・小学校24校において、野外彫刻鑑賞授業(ときわ公園)を実施した。 ・文化振興課ビエンナーレ推進係学芸員や彫刻家と連携した授業を中学校1校、小学校2校で実施した。		279	A	学校教育課	
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	地域の様子やできごとに関心がある児童生徒の割合(%)		小学校 38.0 中学校 25.0	小学校 32.6 中学校 19.8	小学校 35.0 中学校 22.0	小学校 25.3 中学校 22.5	B	
今後の課題と方向性			【宇部の精神(こころ)を知る事業】 ・引き続き、子どもたちにふるさと宇部を誇りに思う心を育てていくため、社会科副読本の効果的な活用を促進していく。 ・小学校の副読本の内容の多くは3年生の学習が主であるため、結果として活用時間数が多くなっているが、今後は、他の学年での活用についても検討していく。 【伝統文化推進事業】 ・現在、箏教室や書写の授業の実施後、担当教員向けに実施しているアンケート調査を、今後は児童生徒に対しても実施することで、成果や課題の検証を行いながら、事業改善を図っていく。 【彫刻教育推進事業】 ・彫刻家と連携した授業や彫刻パネル等の教材を活用した授業について、実施校が少ない状況があることから、図工に関する研修会や管理職研修会等で積極的に周知を図っていく。					

基本目標2 共生社会の実現とSDGsの達成に向け人と人々が助け合い、支え合う教育活動を展開します

施策の柱2-1 人権に対する理解を深めます

「評価」

- A・・・目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
- B・・・目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
- C・・・目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
- D・・・50%未満のもの又は全体的に遅れている

	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果			決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<2-1-1> 学校人権教育推進事業	・教員のより高い人権尊重の意識と指導力の向上を目指す教職員研修会を1校当たり年6回以上実施する。 ・人権教育に関する学習支援事業等を活用した児童生徒対象の講演会を50回以上開催する。	・各小・中学校において人権教育に係る教職員研修を年6回以上実施した。(最高28回) 小学校平均回数 7.9回 中学校平均回数 9.0回 全学校平均回数 8.3回 ・人権教育に関する学習支援事業等を活用して、全小・中学校で講演会を延べ57回開催した。 ・各小中学校が実施する人権参観日や人権学習会の開催を支援した。			892	A	人権教育課
	<2-1-2> いじめ対策推進事業【重点的取組4】	・週1アンケート、全児童生徒及び保護者を対象とした電子アンケート(年2回)の実施やいじめ対策会議を設置することで、いじめの未然防止、早期発見、認知したいじめの早期解消に取り組む。 ・いじめ対策推進支援員を配置し、すべての小中学校を訪問するとともに、学校でのいじめ対策に関する取組や困難事案を支援する。	・全児童生徒及び保護者を対象とした電子アンケート(年2回実施)、週1アンケートの実施や、各学校でのいじめ対策会議の設置等により、相談受付体制の充実に努め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に取り組んだ。令和4年度いじめ認知件数 655件(小学校543件、中学校112件) (令和4年度認知したいじめの解消率:647件、98.8%) ・市内全公立中学校生徒を対象に、匿名相談・通報アプリによる相談受付を行った。個人のスマートフォンだけでなく、1人1台の学習用端末からもアプリのショートカットから、すぐに使用可能とした。 ・市内全公立中学校1年生を対象に「いじめ防止啓発授業」を実施した。 (令和5年度いじめ防止啓発授業実施校数・回数 12校16回) ・いじめ対策推進支援員がすべての小中学校を巡回訪問し、いじめに関する委員会や校内研修、いじめ事案に関する助言等を行い、いじめの早期対応・早期解決に向けた支援を行った。 (令和5年度学校訪問・指導回数 316回)			4,853	B	教育支援課
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	学校における人権教育の学習会参加人数(人)		24,000 (19,000から上方修正)		13,100 (令和2年度)	22,800	24,231	A
	認知したいじめの解消率(%)		100		99.4 (令和2年度)	100	98.8 (令和4年度)	B
今後の課題と方向性			【学校人権教育推進事業】 ・研修に参加した教職員が、その内容と要点を研修に参加していない教職員に報告する機会を持つことで、研修内容の共有と理解を図る、いわゆる復伝研修の徹底により、教職員研修の回数は大幅に増加し、学習会の参加人数も目標値を上回ることができた。今後とも、教職員間での研修内容の情報共有を図るとともに、引き続き児童生徒、教職員、保護者及び地域住民を対象とした人権学習会等への支援を行っていく。 【いじめ対策推進事業】 ・認知したいじめ655件(小学校543件、中学校112件)のうち8件(小学校3件、中学校5件)が解消(児童生徒が学校生活で痛みや心に不安がない状態が概ね3ヶ月以上継続していること)に至らなかったが、関係児童生徒や保護者とも協議しながら、それぞれのいじめや児童生徒の状況に応じた見守りや支援を継続している。今後も、いじめに関する相談先の周知やいじめの加害者・傍観者にならないよう啓発授業等を行う。また、全教職員が、いじめの早期発見や早期解消に向けて組織的かつ適切に対応していくための取組を支援する。					

施策の柱2-2 一人ひとりに応じた、きめ細かな教育を推進します 「評価」 A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<2-2-1> 特別支援教育推進事業 【重点的取組5】	・特別な支援を必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校や関係機関等と連携しながら、就学相談会や、小学生進路学習会、中学生進路学習会、個別相談を実施する。 ・教育支援委員会を年4回開催し、適正な就学指導を実施するとともに、教職員、サポート教員等を対象とした特別支援教育研修会を開催することで、支援技術の向上を図る。 ・障害の状態に応じた施設環境の整備や教材教具を整える。 ・「教育支援計画」「指導計画」の作成・活用を推進し、校内支援体制の充実に取り組むため、全小中学校を巡回訪問する。	・就学相談会の実施や個別相談にて、110回の就学相談を受け、次年度小学校入学を迎える児童の就学先について、適正な就学指導を行った。 ・小学生進路学習会や中学生進路学習会を開催し、保護者や児童生徒へ卒業後の進路についての情報提供を行った。 ・教育支援委員会(8月、10月、11月、1月、臨時8回)を開催し、適正な就学指導を行った。 ・教職員、サポート教員等を対象とした特別支援教育研修会を開催し、支援技術の向上を図った。 ・教室の間仕切り壁、エアコン、Wi-Fi、トイレの洋式化など、障害の状態に応じた施設整備や、コミュニケーション能力や集中力を養うなどの障害の状態に応じた教材教具を購入し、効果的な指導を行うとともに、学校生活を安心安全に送ることができた。 ・小中学校への巡回訪問において、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成及び活用を推進し、校内支援体制の充実を図った。	115,447	A	教育支援課
	<2-2-2> 通級指導教室推進事業	・特別な指導を必要とする子どもたちが安心して学校生活を送れるように、児童通級指導教室や訪問型通級指導教室において週に1～2時間程度、一人ひとりの特性に応じた指導を実施する。 ・通級指導教室担当教諭連絡協議会及び研修会を開催(年3回)し、指導技術の向上を図る。	・通級指導教室22校で障害の特性に応じた通級指導を実施した。(通級指導教室での学習内容の満足度98.0％) (通級指導利用者 小学生156名、中学生28名) (東岐波小、西岐波小、上宇部小、岬小、恩田小、厚南小、新川小、藤山小、西宇部小、厚東小、二俣瀬小、小野小、万倉小、吉部小、船木小、東岐波中、常盤中、上宇部中、神原中、厚南中、楠中、厚東川中) ・通級指導教室担当教諭連絡協議会及び研修会を3回開催し、指導技術の向上を図った。 ・船木小学校と厚南中学校を北部地域の巡回訪問による通級指導教室の拠点校として実施した。	4,424	B	教育支援課
	<2-2-3> 支援ボランティア推進事業	・特別支援教育の支援ボランティアの強化と地域における特別支援教育の理解促進により、地域と学校が一体となった活動しやすい環境を整備することで、ボランティア活動を促進する。(ボランティア活動回数 1,000回)	・支援ボランティア研修の受講経験者やボランティア活動の経験者を対象に発達障害児等ボランティア養成講座を開催し、発達障害等に関する地域住民の理解を深め、地域の援助体制の構築を図った。(支援ボランティア活動回数:36人、1,078回)	1	A	教育支援課

	<2-2-4> ふれあい教室等不登校対策推進事業 【重点的取組6】	・ふれあい教室や校内ふれあい教室に専門支援員を配置し、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習支援や教育相談を実施する。 ・体験活動の実施やフリースクール等の関係機関と連携した支援により、多様な居場所づくりに取り組み、将来の社会的な自立に向けた力を育む。	・ふれあい教室で一人ひとりの状況に応じた学習支援や、多様な体験活動の機会を提供する等、不登校傾向の児童生徒への支援を行った。 ・全中学校に加え、新たに小学校2校に校内ふれあい教室を設置し、教室に入りたくても入れない児童生徒の教室復帰に向けてきめ細かな支援を行った。 (令和4年度1,000人当たりの不登校児童生徒の人数 28.7人) ・スクールソーシャルワーカーを4人から8人に増員し、関係機関と連携した支援を行った。 ・認定を受けたフリースクール等を利用するための費用の一部を支援する補助金制度により、不登校児童生徒が多様な居場所を選択するための支援を行った。 (令和5年度支給件数 5件)	49,873	B	教育支援課
	<2-2-5> 訪問型家庭教育支援事業 【重点的取組7】	・スクールソーシャルワーカーと地域の支援員による訪問型家庭教育支援チームを中学校区単位で組織し、不登校傾向にある児童生徒の家庭に対し、家庭訪問や登校支援などアウトリーチ型支援に取り組む。 (支援員活動回数:800回)	・スクールソーシャルワーカーと地域の支援員による訪問型家庭教育支援チームを8中学校区に配置し、不登校傾向にある児童生徒の家庭に対し、家庭訪問や登校支援などアウトリーチ型支援に取り組んだ。 (支援員活動回数1,462回) ・学校関係者等と定例会を毎月実施し、支援が必要な家庭についての支援方針の検討や情報共有を図った。 ・学校行事等に合わせて、サロン(保護者とスクールソーシャルワーカー、支援員が子育ての悩みなどについて話せる場)を開催し、チームの周知や保護者とのつながりづくりを図った。 (令和5年度サロン実施回数 29回)	906	A	教育支援課

指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標	目標値(R8)	現状値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	通級指導教室の満足度(%)	100	96.7	100	98.0	B
	1,000人当たりの不登校児童生徒の人数(人)	全国数値より 5以上 下回る	17.2(令和2年度) ※全国20.5 全国との比較 △3.3	全国数値より 5以上 下回る	28.7(令和4年度) ※全国31.7 全国との比較 △3.0	B
今後の課題と方向性		【特別支援教育推進事業】【通級指導教室推進事業】【支援ボランティア推進事業】 ・特別な支援を必要とする児童生徒は、年々増加しているため、引き続き、支援の継続と充実を図っていく必要がある。児童生徒の就学前から高校進学までの期間に渡り、保護者を対象とした就学相談、障害の状態に応じた施設整備、教職員やサポート教員等を対象とした特別支援教育研修会の実施等を継続していく。 ・教育委員会による全36校への巡回訪問を実施し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の整備・活用について指導・助言するとともに、通級指導教室を利用する児童生徒に対して適切な配慮が行われるよう支援する。 ・支援ボランティア推進事業については、地域における発達障害への理解を深めるための研修講座を実施し、ボランティア活動希望者と学校との橋渡しを行う。 【ふれあい教室等不登校対策推進事業】【訪問型家庭教育支援事業】 ・不登校児童生徒数は、全国数値と比較して下回っているものの、全国と同様に増加傾向が見込まれる状況にあるため、不登校の未然防止、早期発見、将来の社会的自立につながる支援の継続と充実を図っていく必要がある。今後も、ふれあい教室や校内ふれあい教室での学習支援や体験活動、フリースクール利用料の一部助成、訪問型家庭教育支援チームによるアウトリーチ型支援など、登校しづらい児童生徒の状況に応じた寄り添った支援を継続していく。また、訪問型家庭教育支援チームについては、学校や医療・福祉機関等と連携しながら効果的な支援につなげていく。				

施策の柱2-3 自然や環境に対する理解を深めます							「評価」 A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている				
	取組名	令和5年度取組目標		取組結果		決算額(千円)		評価	担当課		
個別施策	<2-3-1> 省エネ等、環境教育推進事業	・『やまぐちエコリーダースクール認証校』を25校に増やすとともに、ごみの分別、節電、節水、校内環境の美化などの意識を高め、環境を守る態度を身に付ける教育を実施する。		・『やまぐちエコリーダースクール認証校数』が26校になり、緑のカーテンによる節電、雨水を花壇の灌水に利用した節水、太陽光発電システムのデータ確認、給食の残食減少への取り組みなど、理科や保健、家庭科などの学習内容と関連付けた教科指導などの環境教育を行った。		0		A	学校教育課		
	<2-3-2> 自然体験型環境教育推進事業	・「アクティビレッジおの」の施設を生かした体験型環境学習を、市内全小学校で実施する。		・小学校21校の児童が「アクティビレッジおの」を訪れ、施設を活かした体験学習を行った。(参加児童1,325人)		2,778		A	学校教育課		
	<2-3-3> 環境教育連携推進事業	・県や本市が作成した環境関係の資料を活用した授業を実施する。		・市の環境政策課による環境教育プログラムの授業を小学校10校、中学校2校で実施した。 ・「やまぐちひとづくり財団」が実施する親子環境学習講座等について、全小学校に情報提供を行った。		0		B	学校教育課		
	<2-3-7> 食品廃棄物リサイクル推進事業	・給食残渣については、リサイクル率100％(家畜の飼料化)。 ・学校給食における食品ロスを削減するために、授業やその他の活動を通して児童生徒への啓発、意識付けを図る。		・給食残渣については、リサイクル率100％を達成し、家畜の飼料化を図った。 ・食べ残し削減のために中学校4校が合同で、7日間の牛乳・パン・ごはんの残量を比べるスクールマッチを実施し、生徒への啓発、意識付けを図った。		0		A	学校給食課		
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)		令和5年度目標値		実績値(R5)		評価
	環境学習講座を受講した児童生徒数(人)		2,500		1,276		1,500		1,325		B
今後の課題と方向性			【省エネ等、環境教育推進事業】 ・認証校数の維持や増加をめざすため、継続的な学校への啓発を行い、各校が特色を生かした環境教育に取り組むことができるようにする。 【自然体験型環境教育推進事業】【環境教育連携推進事業】 ・「アクティビレッジおの」での環境学習については、事業の財源として活用してきた水源かん養基金が廃止されたことから、今後の体験型の環境教育の進め方について検討を行っていく必要がある。 ・他団体が実施する環境教育に関する講座や資料の活用を、各学校に呼びかけ、活用事例を共有しながら、環境教育を引き続き推進する。 【食品廃棄物リサイクル推進事業】 ・給食における食品ロス削減のために引き続き効果的な啓発を図っていく。								

施策の柱3-2 地域と連携し、子どもたちの健全育成を推進します 「評価」 A…目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B…目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C…目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D…50%未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<3-2-1> コミュニティ・スクール推進事業 【重点的取組8】	・コミュニティ・スクール事業の充実を図る。 ・学校運営協議会への多様な地域人材の参画を促すことで、活動の活性化を図る。 ・児童生徒の参画による熟議の充実を図る。 ・地域連携教育企画員等による学校訪問を実施する。 ・市ウェブサイト等を活用したコミュニティ・スクールの取組の情報発信を行う。 ・関係者を対象とした研修会の開催	・登下校の見守り、読み聞かせ、花壇整備等をはじめ、農業体験や、高校生による出前授業、地域の歴史を学ぶなど、地域の特色を活かした取組を実施した。 ・委員を推薦する学校長や学校運営協議会等で若手や女性の参画を促した。 ・全ての学校運営協議会で児童・生徒が参加した熟議が行われた。 ・地域連携教育企画員による、全小中学校を訪問するきめ細かな指導、市ウェブサイト等を活用した取組の情報発信により、各学校の活動支援や成果の普及・啓発に取り組んだ。 ・地域学校協働活動研修会を開催し、取組の推進を図った。	11,799	A	社会教育課
	<3-2-2> 学校教育支援活動 ボランティア事業	・各地区でのボランティア活動の充実を図る。 ・学校便りや市ウェブサイト等を活用し、ボランティアの募集・活動状況の発信を行う。	・学校・地区便りや市ウェブサイト等を活用し、ボランティアの募集・活動状況を発信した。 ・ボランティア活動回数 4,490回	669	A	社会教育課
	<3-2-3> 家庭教育推進事業	・幼稚園において家庭教育学級を実施する。 ・子育てに関する相談など家庭教育支援を行う家庭教育アドバイザーを養成する。	・幼稚園2園で家庭教育学級を実施し、6講座、延べ94人の保護者が参加した。 ・県主催の「家庭教育アドバイザー養成講座、ステップアップ講座」の受講を奨励し、18人が受講した。(うち令和5年度の修了者数9人)	102	B	社会教育課
	<3-2-4> 放課後子ども教室推進事業	・特色ある教室を開催する。 ・連絡会議を開催する。 ・放課後子ども教室への年間参加児童数:16,000人	・地区により取組に差はあるものの、屋外での天文教室や英語教室、プログラミング教室など、活動内容の充実を図りながら、特色ある教室を開催した。 ・各地区間の情報共有等のため、連絡会議を開催した。 ・放課後子ども教室への年間参加児童数16,858人	9,203	A	社会教育課

	<3-2-8> ふれあい運動推進事業	・地域全体で子どもを見守り育てるふれあい運動を推進し、青少年の規範意識の向上・非行防止・犯罪被害防止の取組を進める。	・健全育成の取組を関係団体と進めていく意識を高めるため、青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)の取組として、毎年7月1日に開催しているふれあい運動推進大会は、大雨により災害対策本部が設置されたため開催中止とした。 ・各地区ごとに、「ながら見守り」や集合型の街頭補導等を行い、地域における非行防止活動や有害環境浄化活動に取り組んだ。 (街頭補導活動実施回数1,063回、声かけした少年の数323人)		1,207	B	教育支援課
	<3-2-9> 青少年の健全育成推進事業	・青少年問題協議会を年2回開催し、青少年をトラブルや犯罪から守り、また、青少年の規範意識の向上を図るための取組を進める。	・青少年の健全育成に関する総合的な施策に関する関係機関相互の連絡調整・連携を図るために、青少年問題協議会を開催した。 (令和5年度開催回数:2回) ・青少年の規範意識の向上を図り、トラブルの加害者にも被害者にもさせないために、青少年問題協議会構成団体を中心に、各団体がそれぞれの立場でできる青少年健全育成推進の取組を進めた。		86	B	教育支援課
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)	基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	地域をよくするためにできることを考える児童生徒の割合(%)		小学校 60 中学校 60	小学校 51.5 中学校 51.4 (令和2年度)	小学校 55.6 中学校 54.0	小学校 47.9 中学校 50.1	B
	放課後子ども教室への年間参加児童数(人)		22,000	9,717 (令和2年度)	16,000	16,858	A
	刑法犯少年(小中学生)の人数(人)		0	9 (令和2年度)	6	11	D

今後の課題と方向性	【コミュニティ・スクール推進事業】 ・今後も、コミュニティ・スクール活動の更なる充実を図るとともに、学校運営協議会を持続可能な組織とするため、引き続き、地域の多様な人材の中から委員を選出してもらうよう呼びかける。 ・目標指標「地域をよくするためにできることを考える児童生徒の割合」の達成状況が伸び悩んでいることから、児童生徒の地域貢献意識の向上を目的とした学習を総合的な学習の時間を核として位置付けるとともに、幅広い児童生徒の参加により熟議の充実を図る。 【学校教育活動支援ボランティア事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るものの、活動回数は前年度の4,173回を上回っており、引き続き、活動の充実に向け、学校や地区、市ウェブサイト等を活用しながら、ボランティアの募集や活動状況の発信などの活動支援に取り組む。 【家庭教育推進事業】 ・市内幼稚園を対象に公募しているが、受託園数が少ないため、受託園数の増加に向けての働きかけや、家庭教育アドバイザー修了者等による支援等、家庭教育支援の推進に向けた取組内容の充実を図る。 【放課後子ども教室推進事業】 ・令和6年度より、事業委託の手法を見直したうえで、地域団体による事業の継続を図る。 ・地区により取組に差はあるものの、年間参加児童数は目標を上回っており、引き続き、連絡会議の開催など、各地区間の情報共有や、連携強化など、活動内容の充実支援に取り組む。 【ふれあい運動推進事業】【青少年の健全育成推進事業】 ・前年度に増加した宇部署管内の刑法犯少年の人数は例年並みの件数となったが、依然として窃盗（自転車盗や万引き）の割合が高くなっている。警察による覚知が進んだことも要因の一つと考えるが、補導活動中に自転車の施錠点検を行い、非行行為の未然防止に繋げる。また、地区ふれあい運動推進員による街頭補導や有害環境浄化活動を継続するとともに、小中学校と少年安全サポーター等の警察機関との連携を更に強化しながら、非行防止に取り組む。 ・青少年問題協議会においては、問題行動等の共有を図るとともに、構成団体による「一団体・一取組」により、青少年の規範意識の向上に向けた活動を継続する。学校においても、状況に応じた個別指導や全体指導により非行行為・被害の防止に引き続き取り組む。
-----------	---

施策の柱3-3 生きがいを感じる機会の提供と、社会教育の充実を図ります 「評価」 A…目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B…目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C…目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D…50%未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<3-3-1> 社会教育関係団体支援事業	・宇部市PTA連合会や宇部市子ども会育成連絡協議会等に対し活動の支援を行う。	・宇部市PTA連合会、宇部市子ども会育成連絡協議会及び宇部海洋少年団等の活動支援として、活動助成金を交付した。	4,102	A	社会教育課
	<3-3-2> ユネスコ活動支援事業	・ユネスココーアクション募金活動や英語暗唱弁論大会などを実施する宇部ユネスコ協会の活動を支援する。	・宇部まつり(R5.11.5開催)の会場で、会員及び法人会員の学校の生徒等により、コーアクション募金活動(世界寺子屋募金活動)を実施した。 ・語学能力向上と国際感覚養成を目的として、県内中西部の中高生を対象に英語暗唱弁論大会(R6.2.17開催)を実施した(参加者数:中学校の部13校19名、高等学校の部4校6名)。	130	A	社会教育課
	<3-3-3> 社会教育推進事業 【重点的取組9】	・各地区に設置している社会教育推進委員会の活動を支援する。 ・社会教育推進委員会活動に必要な消耗品費の支給を行う。 ・ふれあいセンター職員や社会教育推進委員会委員を対象とした研修会を開催する。	・職員や地域連携教育企画員による、社会教育推進委員会の活動への支援・助言や、他地区の好事例を紹介するなど、各地区の社会教育活動の充実を図った。 ・委員会活動に必要な物品の整備に取り組んだ。 ・ふれあいセンター職員や社会教育推進委員会委員等を対象に、地域学校協働活動研修会を開催し取組の推進を図った。	954	B	社会教育課

	<3-3-4> 宇宙教育推進事業	・山口大学や関係団体等と連携し、宇宙をテーマとした講座や講演会等を開催する。 ・宇宙関連行事参加者数4,350人	・令和5年6月1日付で青少年会館を閉館したことに伴い、さよなら企画としてプラネタリウム投影会を開催した。 ・宇宙を身近に感じる機会を提供することを目的に、天体望遠鏡を活用した天体観望会等を開催した。 ・山口大学と連携し、コズミックカレッジ(R5.7.29,30開催:57人参加)や宇宙教育セミナー(R6.1.27開催:106人参加)、オープンデータアカデミー(R6.2.10開催:6人参加)ほか、高校生を対象としたキャリア教育等の講座を開催した。 ・図書館にて宇宙教育推進協議会の事業内容などのパネル展を実施した。 ・宇宙関連行事参加者数3,441人	2,983	C	社会教育課
	<3-3-6> 社会人権教育推進事業	・人権研修として、広く市民を対象とした「人権を考えるつどい」や、指導者の養成を目的とした「人権学習セミナー」を開催するとともに、地域や職場における研修会の開催を支援する。 ・人権意識を幼ない頃から育むため、保育所・幼稚園等を訪問し、園児と対話をしながら絵本の読み聞かせをする「園児を対象とした人権学習会」を15園で開催する。 ・学習会参加人数 9,800人	・「人権を考えるつどい」を2回、「人権学習セミナー」を14回開催した。 ・各地区の人権教育推進大会や人権学習会等の開催を支援した。 ・「園児を対象とした人権学習会」を10園で開催した。 ・学習会参加人数 17,761人	5,068	A	人権教育課
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標	目標値(R8)	基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	地域学校協働本部活動の参加者数(人)	1,000	一	700	676	B
今後の課題と方向性		【社会教育関係団体支援事業】 ・今後も、団体からの要望に応じて活動の支援を行うとともに、助成金についても必要に応じて対象費目などの内容の見直しを図っていく。 【ユネスコ活動支援事業】 ・高齢化等により会員数が減少する中で、関係団体等と協力して活動に取り組まれているため、引き続き活動を支援していく。 【社会教育推進事業】 ・地域学校協働本部の機能を有する社会教育推進委員会の活動状況については、地区により取組に差が生じている。 今後、職員や地域連携教育企画員等による指導・助言、好事例等の紹介、研修会の開催等を通して、社会教育推進委員会活動への理解を深めるとともに、関係者の資質向上に取り組んでいく。 ・地域連携教育企画員が指導・助言等を行いながら、各ふれあいセンターと連携して、地域の社会教育、地域と学校の協働活動の推進等、地域活動の活性化に向けた取組の底上げを図る。 【宇宙教育推進事業】 ・勤労青少年会館の閉館により、プラネタリウム投影会の常時実施等は困難な状況となったが、今後も、宇宙に対する興味や関心を高めていけるよう、移動式のモバイルプラネタリウムの投影会や天体望遠鏡を使用した天体観望会などを実施することで、引き続き、天文教育の推進に取り組んでいく。 【社会人権教育推進事業】 ・新型コロナウイルスの5類移行に伴い、各地区の推進大会や学習会の人数制限が緩和されたことや、企業の社内研修参加者が増加したこと等により、学習会の参加者は目標値を大きく上回る結果となった。引き続き、地域や職場での人権学習会や研修会の開催を適切に支援するとともに、市主催の研修について、課題に応じたテーマの選定や開催方法の工夫等を図りながら、人権学習の機会充実に取り組んでいく。				

施策の柱3-4 読書のまちづくりを推進します 「評価」 A…目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B…目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C…目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D…50%未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<3-4-1> 図書館の運営事業	- 生涯学習の拠点施設として、図書館サービスの充実や情報発信力の強化を図り、利用者の拡大に取り組む。 - 移動図書館車「あおぞら号」や、まちかどブックコーナー、宇部市電子図書館により、いつでもどこでも気軽に読書できる環境を整備する。 - 開館から30年を経過した図書館については、利用者ニーズを踏まえ、設備面と機能サービス面の両面から、誰からも愛され役に立つ図書館へリニューアルする。 - 来館者数 336,000人 - 貸出冊数 1,115,000冊	- 社会の進展や利用者の意向を踏まえた資料情報の収集、保存に努めるとともに、司書による企画展示や読み聞かせボランティア団体等と連携したイベントを開催するなど、だれもがいつでも気軽に本が読める環境整備や読書活動の推進を図った。 - 市民の読書機会の拡充のため、移動図書館車「あおぞら号」の巡回を行った。 - いつでも、誰でも、気軽に読書を楽しめるミニ図書館として、図書の入替えを行うなど、「まちかどブックコーナー」の充実を図った。(令和5年度28カ所) - 市民の読書環境の整備に向け電子図書館の充実を図った。(令和5年度受入冊数:1,431冊、貸出冊数:9,132冊) 「宇部市立図書館リニューアル基本計画(令和5年3月策定)」に基づき、令和5年度は基本設計を実施する予定であったが、関係機関との調整に不測の日数を要したため、令和6年度に繰り越して、実施することとなった。 - 来館者数 287,918人 - 貸出冊数 965,699冊	66,020	B	図書館
	<3-4-2> 子どもの読書活動推進事業	- 子どもが楽しく読書に専念できるように、魅力的で親しみの持てる「児童図書コーナー」や、移動図書館車「あおぞら号」などによる児童図書の充実に努める。 - 市民ボランティアと協働し、読書活動推進のための啓発行事や新たなイベントの創出に取り組む。 - 学校図書館では、学校の新しいニーズに対応しながら「学級文庫」、「図書館文庫」の充実を図る。 - 小・中学校と連携して、GIGAスクール構想によるタブレット等を活用し、調べ学習など電子図書館が利用できる環境づくりを進める。 - 子ども(0～18歳)1人当り児童図書貸出冊数 26.1冊	- 子どもの読書活動への関心を高める啓発行事について、ボランティア団体等と連携・協力して「なかよし絵本ひろば」や「おはなしのじかん」などを開催した。(113回開催) - 子どもの読書啓発行事参加者数 2,181人(児童) - 児童図書貸出冊数 551,550冊 - 時節に合わせた児童図書のお勧め本を展示するなど、こどもが読書に興味を持ち、手に取りやすい展示コーナーを設置した。 - 学級文庫貸出冊数 259,095冊 - 図書館文庫貸出冊数 23,345冊 - 小・中学校での電子図書館の利用促進を図るため、小中学校と連携して、GIGAスクール構想によるタブレット等を活用した電子図書館の活用について、図書館から遠い地区から計画的に整備を進めた。(R4整備校:【北部地区(一部除く)】小学校3校、中学校1校・R5整備校:【東部地区】小学校2校、中学校2校) - 子ども(0～18歳)1人当り児童図書貸出冊数 23.8冊	1,123	B	図書館
	<3-4-3> 学びの森くすのき運営事業	- 市民の学習、文化、創造活動の拠点施設として学びの森くすのきを整備し、幅広い利活用と交流を大切にする運営を行い、心豊かで活力ある地域社会の醸成を図る。 - 来館者数 72,000人(60,000人から上方修正)	- 専門的知識を持つ司書や学芸員を中心に多種多様な事業やイベントを開催して、市民の学習活動を支援した。 - 多様な学習情報、学習機会を提供し、学ぶ楽しさや新しい発見が生まれる場所づくりを行った。 - 文化遺産、地域資源を核として、世代を超えた市民と情報の交流を図り、地域のコミュニティや専門機関と連携した運営を行った。 - 来館者数:67,389人	21,417	B	学びの森くすのき・地域文化交流課

指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標	目標値(R8)	基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	市立図書館・学びの森くすのきの来館者数(人)	480,000	270,513 (令和2年度)	396,000	355,307	B
	子ども(0歳～18歳)1人当たり児童図書貸出冊数(冊)	35.0	20.5	26.1	23.8	B
今後の課題と方向性		【図書館の運営事業】【子どもの読書活動推進事業】 ・市立図書館における16日間の臨時休館(浸水被害12日、図書館システムの更新4日)が影響し、来館者数が成果指標の目標値を下回ったが、今後も引き続き関係団体や他課等と連携したイベント・企画展の開催や電子図書館の利用促進など市民の読書機会の拡充と利便性の向上に努める。 ・市立図書館については、「第四次宇部市子どもの読書活動推進計画」や令和4年度に策定した「リニューアル基本計画」に基づき、備えるべき機能と設備等の両面から、より利用しやすい読書環境の整備や子どもの「居場所づくり」を引き続き進めていく。 ・「第四次宇部市子どもの読書活動推進計画」に基づき、児童図書の充実や、子ども向けのビブリオバトルを学校と連携して実施するなど、学校図書館との連携強化等を図り、子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実に努める。 【学びの森くすのき運営事業】 ・若者をはじめとした市民の読書・活字離れを防ぐため、読書活動推進のための啓発行事や魅力的なイベントの創出に引き続き取り組む。				

基本目標4 安心・安全に過ごせる質の高い教育環境を実現します

施策の柱4-1 災害から身を守る教育の推進と、安全への取組を強化します 「評価」 A…目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B…目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C…目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D…50%未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<4-1-1> 防災教育推進事業	・各校の管理職に地域別学校安全推進研修会への参加を促し、指導力の向上を図る。 ・市の防災マニュアルとの連携、整合性を図る。 ・実際の避難所設営を想定した研修会を行う。 ・各校の引き渡し訓練の成果と課題を共有し、より円滑な引き渡しができるよう訓練を実施していく。 ・様々な災害を想定し、地域と連携した避難訓練の実施を推進していく。	・地域別学校安全推進研修会に各中学校区から1名以上参加して研修を実施し、指導力の向上を図った。 ・33小中学校で交通事故や災害等に関する危険予測学習(KYT)を実施した。 ・引き渡し訓練については、34校(小学校23校、中学校11校)で実施した。	0	B	学校教育課
	<4-1-2> 通学路の安全対策事業	・宇部市通学路安全対策合同会議を開催し、関係機関と連携しながら、合同安全点検を実施するとともに、必要な安全対策を進める。 ・小中学校区の同じ道を通学路とする高等学校との連携を図る。	・学校、道路管理者、地元警察及び関係部局と「宇部市通学路安全対策合同会議」を7月に開催し、学校から危険箇所として報告があった41箇所について、4日間にわたり合同点検を実施した。点検した危険箇所については、関係機関と連携して、道路改修や学校での交通指導、見守り活動の強化など、状況に応じた安全対策に取り組んだ。	0	A	学校教育課
	<4-1-3> 交通安全・防犯対策事業	・市内全小・中学校において「交通安全にかかわる危険予測学習(KYT)」を実施する。	・25小中学校で交通安全に関する危険予測学習(KYT)を実施した。	0	B	学校教育課
	<4-1-4> 小中学校施設耐震化事業	・耐震化工事1施設を実施 【改築】(R4-R5)神原小学校校体育館 ・耐震化測量・設計1施設を実施 【改築】(R5実施設計)見初小学校校体育館改築実施設計(R6-R7工事予定)	・神原小学校校体育館の改築を行い、学校施設の耐震化を推進するとともに、子どもたちの学びの場としてだけでなく、災害時における地域住民の避難場所としての活用も考慮し、防災機能の強化も図った。 ・令和7年度末の耐震化率100%達成に向け、耐震性能を満たしていない見初小学校校体育館の改築実施設計に着手した。	553,702	A	教育施設課

	<4-1-5> 小中学校施設長寿命化事業 【重点的取組10】	・小学校6校6か所の長寿命化個別改修工事(外壁改修工事、防水改修工事、多目的トイレ整備工事)を実施する。 ・小中学校36校の特別教室に空調設備を整備する。 ・小学校11校、中学校4校のトイレの洋式化を実施する。	・東岐波小学校特別教室棟外壁改修工事など、小学校において外壁改修4か所、防水改修1か所、多目的トイレ整備1か所を実施した。 ・小学校24校87室、中学校12校74室の特別教室に空調設備を整備した。 ・小学校11校60か所、中学校4校40か所に洋式トイレを設置した。	1,156,691	A	教育施設課
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標	目標値(R8)	基準値(R3)	令和5年度目標値	実績値(R5)	評価
	通学路における小中学生の交通事故の発生件数(件/年)	25件以下	43件	35件以下	44件	D
	小中学校施設耐震化率(%)	100.0 (令和7年度)	98.7	99.4	99.4	A
今後の課題と方向性		【防災教育推進事業】 ・災害等における子ども達の安心・安全を確保するため、自然災害の発生状況や気候変動等の状況を踏まえたうえで、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」などを活用しながら、各小・中学校の危機管理マニュアルについて、毎年度見直しを行っていく必要がある。 ・地域と連携した避難訓練については、有事を想定したより効果的な訓練となるように、各校が好事例の共有等を行い、実施方法を工夫しながら、引き続き、実施していく必要がある。 【通学路の安全対策事業】 ・学校や教育委員会だけでは、危険箇所の安全対策は困難なため、関係機関と連携しながら、引き続き対応を進めていく必要がある。 【交通安全・防犯対策事業】 ・令和5年度からのヘルメット着用の努力義務化に伴い、登下校以外についてもヘルメットの着用を促していく必要がある。 【小中学校施設耐震化事業】 ・小中学校の耐震化率は、令和5年度末時点で99.4%で、未耐震の体育館1棟(見初小学校:令和7年度完成予定)が残っている。地震に対する安全性を確保するため、耐震化率100%の達成に向け、計画的に事業を進めていく必要がある。 【小中学校施設長寿命化事業】 ・施設整備には多額の費用を要するため、適正配置に伴う将来的な学校の規模や配置を見据えた上で、計画的に進めていく必要がある。				

施策の柱4-2 子どもたちに最適な教育環境を整えます

「評価」
A・・・目標に対し結果が、100％以上達成できたもの又は計画を上回り進捗
B・・・目標に対し結果が、80％以上のもの又はほぼ計画どおりで順調
C・・・目標に対し結果が、50％以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調
D・・・50％未満のもの又は全体的に遅れている

取組名		令和5年度の取組目標		取組結果		決算額(千円)		評価		担当課		
個別施策	<4-2-1> 小中学校適正配置の推進 【重点的取組11】	・宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会を6回開催し、学校のあるべき姿の実現に向けた取組について検討を行ってもらい、答申を受ける。 ・答申の方向性に沿った、小中学校の適正規模・適正配置の計画を策定する。		・審議会を6回開催し、答申案についてのパブリックコメントも実施しながら、答申案が確定され、令和6年1月に答申の提出があった。 ・答申の提出が予定より遅れたことや、審議会から計画策定前に答申の内容について、市民周知をしっかりと行うことなどの要望があったことから、計画の策定を令和6年度に延期するとともに、答申の概要版を策定し周知を行った。		250		B		教育総務課		
指標	第2期宇部市教育振興基本計画における目標指標		目標値(R8)		基準値(R3)		令和5年度目標値		実績値(R5)		評価	
	(仮称)宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画の策定		計画策定		庁内検討		計画策定		答申の受理 答申の周知		B	
今後の課題と方向性			・適正配置の実施にあたっては、施設整備に係る財源や地域コミュニティとの関係など、多様な視点からの検討を要するため、市長部局と連携しながら、計画の策定を進めていく必要がある。									

施策の柱4-3 安心して学ぶための支援をします 「評価」 A…目標に対し結果が、100%以上達成できたもの又は計画を上回り進捗 B…目標に対し結果が、80%以上のもの又はほぼ計画どおりで順調 C…目標に対し結果が、50%以上のもの又は一部に課題はあるが概ね順調 D…50%未満のもの又は全体的に遅れている						
	取組名	令和5年度の取組目標	取組結果	決算額(千円)	評価	担当課
個別施策	<4-3-1> 就学援助事業	・経済的理由で就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に、学校給食費・学用品費などの必要な援助を行う。 ・申請者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、申請は原則オンライン申請に変えていく。	・就学援助交付申請のあった児童生徒2,490人のうち、支給基準(基準額の1.3倍未満)を満たした2,177人に学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費等を給付することで、保護者の経済的負担の軽減を図った。 ・オンライン申請を主とすることで、申請者は時間を気にせず申請することができ利便性が向上した。また、紙での申請が減り、接客の時間がなくなったことで、事務の効率化も図られた。	188,425	A	教育総務課
	<4-3-2> 特別支援教育就学奨励費 扶助事業	・小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び他校の通級指導教室に通う児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品購入など就学のため必要な経費の一部を支給する。	・小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び他校の通級指導教室に通う児童生徒の保護者に対して、就学のため必要な経費の一部を支給した。 【支給率(額)及び支給者数】 ・対象者:326人(生活保護受給者及び就学援助費受給者を除く) ・辞退等により受給しなかった者:79人 ・申請者(申請額):247人(8,309千円) ・受給者(支給額):247人(8,309千円) ・支給率:100% 【対象経費】 ・学校給食費・学用品・通学用品購入費(新入学含む)・修学旅行費・通学に要する交通費等	8,309	A	教育支援課
	<4-3-3> 奨学金給付事業	・高等学校に入学する市内在住の生徒で、在学する中学校長から推薦された、向学心に富み、有能な資質を持つ生徒(20人)に奨学金を給付する。	・在籍する学校長から推薦を受けた申請者35人の中から、宇部市奨学基金条例施行規則に基づく選考審査会で選考された20人に対し、奨学金を交付した。	2,000	A	教育総務課

	<4-3-4> 私立学校等教育振興事業	・私立高等学校の教育振興及び充実を図るため、助成金を交付する。要綱の趣旨に基づく助成金を交付するため、助成金の適正な執行状況の確認を行う。 ・施設整備助成金について、算出基礎等を明確にするため、要綱を改正する。	・私立高等学校3校において、交付した助成金により、施設の整備、教材・教具の購入、教員の処遇改善が行われ、私立学校の教育の振興・充実を図ることができた。 ・施設整備助成金について、算出基礎等を明確にした要綱に改正し、令和6年4月1日から施行を開始した。	8,170	A	教育総務課
	<4-3-5> 学校給食施設整備事業	・安心安全な給食提供を行うために必要な施設整備や調理機器の更新を計画的に行う。 神原・原・厚東小学校給食調理場の耐震診断等の実施 消毒保管庫更新(上宇部、原、小野、常盤、小羽山、西宇部小学校、二俣瀬共同調理場) 食器洗浄機更新(琴芝共同調理場) 冷凍冷蔵庫更新(小野、黒石、万倉小学校)	・神原・原・厚東小学校の給食調理場の耐震診断を実施した。(原・厚東小 耐震性あり 神原小 耐震性なし) ・消毒保管庫(上宇部、原、小野、常盤、小羽山、西宇部小学校、二俣瀬共同調理場)、食器洗浄機(琴芝共同調理場)、冷凍冷蔵庫(小野、黒石、万倉小学校)の更新を完了した。	33,948	A	学校給食課
今後の課題と方向性		【就学援助事業】 ・制度を必要とする保護者により情報が届くよう工夫するとともに、就学援助を申請しやすい環境づくりに努めていく。 【特別支援教育就学奨励費扶助事業】 ・就学奨励費について、引き続き適正な支給に努めていく。 【奨学金給付事業】 ・奨学金について、引き続き適正な支給に努めていく。 【私立学校等教育振興事業】 ・私立高等学校の教育振興助成金について、引き続き適正な支給に努めていく。 【学校給食施設整備事業】 ・今後も、児童生徒数の減少や施設・設備の老朽化等が進んでいくことから、各調理場の将来的な方向性を見定めながら、計画に基づく効率的な整備を進めていく必要がある。				

寄 附 (10月分)

令和6年11月19日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和6年10月8日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算150回目)